

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 10 日)
(第 15 号)

第 15 号
6 月 10 日

令和2年

三重県議会定例会会議録

第15号

○令和2年6月10日（水曜日）

議事日程（第15号）

令和2年6月10日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第103号

〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第103号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇保
19	番	野村	保道
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	小林	正人
31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	村林	聡

37	番	今井	智広
38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
43	番	中村	進一
44	番	津田	健児
45	番	中嶋	年規
46	番	青木	謙順
47	番	中森	博文
48	番	前野	和美
49	番	舘	直人
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅	真子
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	西塔	裕行
書記(企画法務課長)	枘屋	武
書記(議事課課長補佐兼班長)	平井	利幸
書記(議事課主幹)	櫻井	彰
書記(議事課主査)	岡野	俊之

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
----	----	----

副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長事務取扱	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦

代表監査委員
監査委員事務局長

山口 和夫
坂 三 雅人

人事委員会委員
人事委員会事務局長

降 簾 道 男
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月8日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第103号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、文書による質問に対する回答書を受理しましたので、さきに配付いたしました。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
103	令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年6月8日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。20番 山内道明議員。

[20番 山内道明議員登壇・拍手]

○20番（山内道明） おはようございます。

公明党、四日市市選出の山内道明です。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症、三重県内では45人の感染者が確認されまして、1名の方がお亡くなりになりました。改めて哀悼の意を表するとともに、感染された全ての皆様にお見舞い申し上げます。

また、知事はじめ行政職員の皆様、さらには、医療従事者や社会基盤を支えていただいている皆様の御尽力に心から感謝申し上げます。

さらには、新型コロナウイルス感染症対策が新たなフェーズに入るに当たりまして、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルがいち早く策定されました。知事はじめ執行部、関係者の皆様に改めて敬意を表します。

今後、みえモデルについては様々に議論があると思いますので、私からは、本日、特にみえモデル全体を貫く視点とされる四つの視点のうちSDGsの

視点について、通告に従って質問させていただきます。

コロナ禍において、改めてSDGs、その推進の重要性が増えています。それはやはりSDGsには、人間の安全保障との視点が貫かれているからだと思います。国においては、例えば今回の特別定額給付金一律10万円給付などは、誰一人取り残さないという理念に沿ったものであります。

また、パンデミックの状況だからこそ、誰一人取り残さないという理念は国際社会にも通じ、特に今後ワクチン開発において、SDGsは国際協調を強く推し進めていくものだと思います。

そこで質問です。

今回のみえモデル策定に当たって、SDGsの視点を重視された知事のお考え、そして、SDGsは分野横断的に取り組むことが重要であり、特に環境省は、省庁の縦割り打破に向けて取組を進めていこうとしています。

みえモデルにおいても、このような分野横断的な取組はどのように展開されていくのか、教えてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえモデルを貫く視点にSDGsの推進を置くとした考え方について答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの意識や生活に様々な変化をもたらしました。自らや大切な家族、友人の死や健康を脅かす事態を突然に、そして、間近に感じざるを得ないウイルスとの闘いの中で、私たちは健やかに生きていくために何をすべきかを大いに改めて考えさせられることとなりました。

また、地球規模で人や物が移動するグローバル経済の下では、感染症もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や貧困、格差、保健等の社会問題にも深刻な影響を及ぼすことを改めて感じさせられました。

また、移動や接触が制限される中で、企業等の業態が変化し、人々の働き方も大きく変わりました。

さらに、感染症は、大変残念なことでありますが、感染患者等に対する臆

測によるデマや個人や企業への誹謗中傷など、社会の分断やあつれきにつながりかねない精神的な隔たりをも生じさせています。

ここまで申し上げたような様々な変化は、多くの人にとって社会の持続可能性というものについて、改めて真剣に考える機会となったのではないかと感じています。

県民の皆さんはもちろんのこと、まさに世界中で持続可能性の重要性が改めて実感されていると考えています。

社会に様々な変化が生じた今、人々の行動が変容する一方で、その変化にうまく適応できずにいる方々や生きづらさを感じる方々が増えることが懸念されています。

こうした人たちが社会の一員として多様な人たちとつながりを持ち、共に生きることのできる社会を実現していくため、私たち一人ひとりがアクティブ・シチズンとして、そして、互いに支え合っていく必要があります。

また、今回の感染拡大の克服をはじめとしたグローバルな課題の解決に向けては、あらゆる主体が自覚を持って行動し、協創の取組を進めていくことが重要となっています。

そこで、このたび策定したみえモデルには、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画にも掲げているSDG sの考え方を、全体を貫く視点として位置づけ、誰一人取り残さない、経済・社会・環境の三つの側面で統合的に取り組む、全てのステークホルダーが役割を担うことを重視して取り組んでいくこととしました。

みえモデルにおいては、SDG sの理念を軸とした取組を幾つも展開することとしています。

例えば障がい者のテレワークを積極的に進めるため、OriHimeをはじめとする分身ロボットを活用することにより、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の方も対象としたモデル事例の構築に取り組みます。

また、近年、未利用食品の有効活用が課題となっていますが、今回の感染症

の影響により、生活困窮者の支援ニーズが高まっており、関係団体、NPO、企業などと連携し、生活困窮者の方などへタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用した仕組みづくりの実現に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症への対応とともに、収束後の社会の変化、人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそ、そして、持続可能性への認識が高まっている今こそ、みえモデルの取組を通じて、県民の皆さんにSDGsについての理解を深めていただき、思いを共有しながら、SDGsを三重県らしい、多様で包容力ある持続可能な社会の実現に向けての原動力としていきたいと考えております。

また、部局横断的な取組ということでは、みえモデルでということではないですけれども、SDGsについては、私を本部長とする三重県地方創生・SDGs推進本部を、先般、県庁内にも立ち上げましたので、そこで全体的な、みえモデルも含めて、SDGsを部局横断的に進めていく、そういう体制を持っておりますので、その中で進めていきたいと思っております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

〇20番（山内道明） ありがとうございます。しっかり知事から答弁をいただきました。

障がい者の皆さんへのテレワークの推進でありましたり、また、未利用食品の有効活用として生活困窮者へ提供していく、ICTを使った仕組みづくりをつくっていく、こういったところは、まさに分野横断的でもあろうかと思っております。ぜひしっかりと推進していただきたいと思えますし、もともと身近にあった課題であらうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先日公表されました県民意識調査で、SDGsを知らない人が8割に及ぶという結果が出ておりました。コロナ禍での賢明な生活の中で、肌感覚としてSDGsの重要性を実感していくこともあるんだと思います。

身近な課題から国際的なものまで、様々な課題を解決するためにSDGsがあり、そのための推進であると考えております。

そのためには、何に困っているのかを相手の立場に立って考えたり、ふだんの生活でどのように世界と、そして世界の誰とつながっているのかを想像することも、今後は重要です。

また、パートナーシップについてですが、庁内の各部局同士及び県内各市町はそれぞれ重要なパートナーであることは言うまでもございません。

これまで日本の行政サービスにおきましてデジタル化が進まなかったのが、仕組みがばらばらの縦割り行政が一つの要因でもあるという指摘も受けております。

今年度から、先ほど知事からもございました、三重県地方創生・SDGs推進本部が設置されましたが、ぜひとも各市町とも積極的に連携、協創していただければと思っております。

コロナ禍において、みえモデルにおけるSDGsの視点が、県民へのサービス向上につながることを強く期待して、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、多様な性的指向・性自認に関する条例制定についてです。

6月3日に、知事からも発表がございました。これは、SDGsでは、例えばジェンダー平等の実現や全ての人に健康と福祉を、また、働きがいも経済成長もなど、幾つもの項目に関連すると考えられております。

2014年12月にオリンピック憲章が改訂されまして、性的指向への差別を禁止したことから、東京オリンピック・パラリンピックを契機にLGBT等、性の多様性への理解や支援の促進が大きく前に進むことが期待されていたところ です。

このような中、条例制定に向けてスタートしたことは、関係者の皆さんにとっても大変に大きな希望になっていると考えております。

これまで県においては、平成29年12月にダイバーシティ社会の実現に向けた推進方針を策定するとともに、性の多様性については、平成31年2月に職員向けのガイドラインを作成し、教育、啓発活動、相談対応などの取組を進めてきました。特に教育現場での啓発は進んでいるものと理解しております。

これまで公明党としても、国のほうで、性別適合手術への保険適用を推進

してきた経緯もあり、昨年末には、今井議員とともに、中部地方では初となる保険適用指定病院となった名古屋大学医学部附属病院を訪問し、様々に最前線の意見交換をさせていただきました。

昨年の常任委員会では、2度にわたって、県内でパートナーシップ制度を導入しやすいような環境づくりを要望してきたところです。

県内では、パートナーシップ宣誓制度を既に導入している伊賀市に続き、いなべ市においては、先日、条例の制定を目指すことが報じられました。県内各市町でも少しずつ動きが出てきております。

その上で、今回の条例の焦点の一つ、アウティングについては、例えば面接時にトランスジェンダーであることを言わないでほしいと会社側に伝えていたが、入社時には、社員全員にアウティングされていた。また、退職を上司に伝えたところ、アウティングされたなどの被害を聞いております。また、個人的にカミングアウトされた場合は、あくまでも1対1の信頼関係の上であることを自覚しておくことも重要です。

そこで質問です。

今回の条例制定に向けた知事の思い、さらに、今後の県内各市町への取組の広がりへの期待についてお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 多様な性的指向・性自認に関する条例制定に向けた思いなどについて答弁させていただきます。

県では、誰もが希望を持って挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会を目指し、全国に先駆け、ダイバーシティみえ推進方針を策定し、LGBTをはじめ、性の多様性についても、都道府県初の職員向けガイドラインの策定や様々な啓発、学校における人権教育、フレンテみえでの相談など、取組を進めてまいりました。

昨年度実施した県民意識調査の結果では、LGBTという言葉の認知度は約5割となり、社会の認知度は高まってきたと言える一方で、電話相談の件数は年々増加しており、当事者やその周囲の方々の悩みや不安は依然として

多くある状況にあります。

私自身は、多様な性的指向・性自認の友人が以前よりおり、その友人たちが社会における理解を広めていくための活動を懸命に行っていること、また、三重県知事として、自らの苦しい経験を踏まえ当事者支援団体を立ち上げ、前向きに生きる若者や当事者であるお子さんを守るため、懸命に働きかけを行う御家族、積極的に啓発活動に取り組む高校生の方々とお会いしたり、多くの悩みや苦しい思いをお持ちの皆さんと接し、性が多様であることが当たり前となる社会を実現したいと改めて強い思いを持っています。

折しも、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、海外において、LGBTなどの当事者が偏見等を恐れ、検査を避けてしまうおそれがあると指摘される報道があるなど、社会の理解不足によって命を脅かしてしまいかねない状況を生んでいることも大変深刻に感じています。

私としては、性の多様性についての社会の理解が広がるよう新たな条例を制定し、LGBTなどの当事者や周囲の方々が安心して、そして自分らしく暮らしていける環境づくりを進めることで、様々な悩みや不安を抱える県民の皆さんに少しでも希望や勇気を持ってほしい、そして、県民みんなが包容力を持つ温かい地域としていきたい、そういう思いがあります。

このため、条例の制定に当たっては、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないカミングアウトの強制やアウティングについて、都道府県で初めて禁止することを盛り込むなどし、当事者の安心感につなげていきたいと考えています。

県としましては、条例をよりどころとし、職場、学校、家庭、地域など様々な場や機会を通じて行動を広げ、性の多様性への理解や当事者が抱える課題を社会の中でしっかりと共通認識とし、性が多様であることが当たり前であるような社会としていきたいと考えています。

また、県が条例を制定することで、先進的に取り組まれている市町をはじめ、住民生活に最も近い各市町の皆さんとしっかりと協力しながら、県全体での取組を加速させていきたいと考えています。

今後、条例の具体的な検討に当たっては、当事者や有識者の御意見はもちろんのこと、県民の皆さん、市町からも広く御意見をいただくとともに、議会での御議論をいただきながら、年度内の制定を目指して進めてまいりたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

年度内の制定に向けてということで、知事の強い思いを確認させていただきました。その思いが、この条例とともに県内全域にその理解の輪が広がっていくように期待させていただきたいと思えますし、また、公明党も、各市町議会におきましてそれぞれの議員が声を上げさせていただいておりますので、ネットワークの力をしっかり使って、サポートさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

少し県内の動きに触れさせていただきます。

県内では、オリンピックの流れを受けまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、スポーツを通じた理解の輪を広げていこうとの動きがあります。

2018年9月1日に、総合文化センターでキックオフイベントがございましたが、LGBT関連の啓発ブースも設置されておりました。また、三重とこわか大会における会場の整備設計におきまして、関係者に利用しやすい、配慮した会場づくりが盛り込まれています。

今後は、当事者を含めたアスリート指導者の育成、さらには、こちらの写真を御覧いただきたいと思いますが、（パネルを示す）アライであることを表明するアスリートの皆さんの増加、こういったところも期待されています。

この写真では、県の社会人陸上チームの皆さんが、LGBTの象徴である6色のレインボーフラッグを掲げています。写真では分かりませんが、5人の方が、実はこの周囲にいらっしゃっております。こちらのフラッグ、また横断幕という形で、パラ陸上世界選手権であったり、アジア選手権の会場でも実際に掲げられたと伺っております。

また、今回、こんな声もいただいております。条例制定に向けて、身近な人からカミングアウトされたときに、どんな言葉を返してあげるといいのかということ、一人ひとりが自身に問いかけることが大切ではないでしょうか。

これまでも県議会においては、稲森議員はじめ多くの議員が多様な性的指向と性自認について、その理解の促進に尽力しているところでもあります。何より社会全体で取り組むことが重要です。今後の有識者会議など、充実した議論がなされることを期待させていただきます。

それでは、次の質問に入る前に、ちょっと触れさせていただきます。

コロナ禍において、学校現場では変化、変化の中、賢明に対応いただき、そして今、学びの保障をとの思いで、全力で子どもたちに向き合っていたいております教職員の皆様をはじめ、陰に陽に子どもたちを守り、支えていただいた放課後児童クラブや放課後等デイサービスなど、関係者、スタッフの皆様にご心から感謝申し上げますとともに、一方、子どもたちも同様です。3か月間にわたり、学びの機会が奪われました。学びとは、学力だけでなく総合的なものです。さらに、遅れた学びを取り戻すため、家庭学習に加えて、楽しみにしていた夏休みを返上し、頑張ろうとしてくれています。先日発表された文部科学省の試算では、授業不足は45日程度とのことでした。

第1波において、子どもたちがげなげに、そして賢明にステイホームを実践してくれたことが、収束への一つの大きな原動力であったことは間違いありません。

決して子どもたちは、新型コロナウイルス感染症による社会の変化に巻き込まれたという受け身の感覚だけでなく、コロナ禍における様々な環境の変化に適応し、社会の一員として共に新型コロナウイルス感染症と闘ってくれている主体者であると思います。

このような中、例えば今回、全ての子どもたちが対象となった特別定額給付金、子どもたちにはどのように伝わっているのでしょうか。

ここで少し資料を見ていただければと思います。

(パネルを示す) 半田市の青年会議所のSDGs推進委員会の皆さんが作成した、新型コロナウイルスの感染対策を知るためのすごろくです。防災すごろくに近いイメージかと思います。それぞれの升目には、買占めはなぜ駄目なのか、正しい情報や差別について、医療スタッフや宅配の人への感謝の気持ちを伝えよう、世界の貧困問題についてなど様々な問いかけがあり、まさしく生きた教材となっております。

女性の理事長が中心になって作成されたようです。ホームページ上に編集可能な形式で公開されておりますが、何より子どもたちがコロナ禍を懸命に強く乗り越えてほしいとの子どもたちをリスペクトする気持ちが伝わってまいります。

現在、国や地方自治体が様々な対策を打ち出し、感染症対策と経済の両立を目指しておりますが、その多くの財源は借金に頼るものです。将来、子どもたちがその多くを背負うことになろうかと思えます。今後、様々な機会を通じて、子どもたちへのリスペクト、そんなメッセージがあってもいいのではないのでしょうか。

さて、前置きが長くなりましたが、ここからが本題です。

第1波における学校休業中の子どもたちの預かりの状況についてです。

例えば四日市市の障がいのある子どもたちについて、つまり特別支援学校や特別支援学級の子どもたちです。4月の1か月間で学校以外、いわゆる放課後等デイサービスの利用実態として、500名以上の子どもが延べ約6000日分の利用をしていたということでした。

特別支援学校に絞ってもう少し分析しますと、日頃から放課後等デイサービスを利用している子どもの約7割が、学校休業中に利用していたということです。障がいのある子どもたちは、長期にわたって家庭で過ごすことが難しかったり、家族の状況によっては複数の保護者での見守りが必要であったり、様々です。

今回、特別支援学校の休業中の対応としては、子どもたちを預かってくれる環境が保たれ、そのような情報もしっかりいただいております。

その上で、残念ながら、実態としては、学校に預けることができず、放課後等デイサービス等に預けていたという結果から、多くの保護者はもっと学校に預けたかった、学校がプラットフォームであってほしいとの思いを強く持っています。

第2波に備える中で、今後の学校運営においては、子どもや保護者からのプラットフォームとしての期待に添えていただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 臨時休業になった際の特別支援学校での児童・生徒の受入れについて御答弁申し上げます。

県立特別支援学校では、自宅で1人で過ごすことが難しい児童・生徒が多いことから、臨時休業となった3月2日から、保護者が仕事を休めない場合には、児童・生徒同士が密集したり密接しないよう必要な対策を取った上で、学校で児童・生徒を受け入れてきました。

臨時休業を延長した5月からは、自宅で保護者と一緒の場合でも、休業の長期化に伴うストレスの蓄積などにより、自宅で過ごすことが困難になった児童・生徒も登校の対象といたしました。

この間、各特別支援学校においては、必要に応じてスクールバスの運行や昼食の提供を行うとともに、児童・生徒の実態に応じて校内の教材や設備を活用し、教職員とともに音楽を聴いたり、本を読んだり、散歩などの軽い運動をしたりするなどの活動を行いました。

臨時休業中に特別支援学校に登校した人数は、1日当たり平均約90人で、その割合は3月3.7%、4月5.5%、5月6.2%、徐々に増えてきた状況でございます。

今後、仮に新型コロナウイルス感染症により再び臨時休業になった場合、今回の臨時休業中の特別支援学校の取組を踏まえ、児童・生徒の状況や保護者の意向を丁寧に把握して、児童・生徒が安心して学校で過ごすことができるよう、引き続き特別支援学校の役割を果たしてまいります。

[20番 山内道明議員登壇]

○20番（山内道明） ありがとうございます。

今回、スクールバスも増便していただいているということで、大変感謝しております。

その上で、学校への期待は大変に大きいものでありまして、全ての子どもたちにとって、時には保護者にとってもプラットフォームであろうかと思えますし、特別支援学校の子どもと保護者にとってはまさしく学校そのものが希望でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

少し補足ですが、学校現場の感染症対策と熱中症対策について、既に地元の小学校では、登下校時のマスク着用が見直されてきています。特に密室空間への対応について、環境省では、窓を開ける必要のない高機能換気設備の導入を支援しております。財政的な支援です。

また、四日市市消防本部では、所有する11台の救急車全てに、車内の感染症対策として、オゾンガス発生装置を設置するための予算を今回計上しております。300万円と聞いております。

さらには、県の経営向上支援新型コロナ危機対応補助金、今回の上限10万円、こちらを活用して、理美容業関係者などを含めて、室内用のオゾン発生除菌装置を購入して効果的に室内の除菌、殺菌を行っている、こういった状況を伺いました。

ぜひこういった設備、装置についても情報収集に努めていただきまして、その効果を見極めた上で、教室またはスクールバス等への導入を検討していただきまして、子どもの安全・安心確保を、さらに期待させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

住宅セーフティネットの機能強化に向けて県営住宅の連帯保証人を不要にしてほしい、そういった思いの質問です。

2017年6月の一般質問においても、県営住宅の入居率向上と持続可能なコミュニティの形成を取り上げました。特に、独り暮らしの高齢者や子育て

世帯、大学生等の入居要件、特に連帯保証人の数の緩和について質問させていただきました。

その後、独り暮らしの高齢者や障がい者も生活保護受給者や独り親家庭とともに、連帯保証人が1人でも入居できるように緩和していただきました。さらには子育て世帯であったり、今年に入ってから、大学生などの入居についても柔軟になってきております。

また、国でも動きがありまして、2018年3月には、国土交通省が公営住宅の入居要件から保証人規定を外すよう、自治体に既に要請がなされております。

その結果、現在、保証人を廃止している、もしくは廃止を予定している都道府県は、お隣の愛知県を含め14に上るとされています。

今後、さらに、コロナ禍において生活が困窮される方が増加するとされている中、県営住宅のセーフティネットとしての役割は大変に重要です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響によって、県営住宅への入居を希望される方については、期間を限定して、連帯保証人を立てなくても入居できるように柔軟に対応されている現状は伺っております。

そこで質問ですが、コロナ禍における現在の社会環境、また、その後の地域経済を取り巻く環境の変化に備えて、県営住宅の連帯保証人を不要に、立てなくても入居できるように要件を緩和、見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 県営住宅の入居要件である連帯保証人についてお答えいたします。

県営住宅の入居に当たっては、県営住宅条例の規定により、原則連帯保証人2名が署名した入居誓約書を提出していただく必要があります。

連帯保証人は、入居者が家賃を滞納したとき、未納家賃をお支払いいただくために必要であり、家賃の徴収率の向上に大きな役割を果たしています。

その一方で、県営住宅に入居を希望する方から、連帯保証人の確保が困難

なことから入居できないといった声があることも承知しております。

そこで、県としては、特に住宅の確保が困難な方については、連帯保証人1名での入居を可能にするとともに、連帯保証人に求められる所得要件についても緩和を行ってまいりました。

さらに本年4月からは、連帯保証人が責任を負う限度額を設定するなど、負担軽減に努めているところでございます。

連帯保証人は、家賃債権保全の観点から原則必要と考えていますが、昨今の経済情勢も踏まえ、連帯保証人の確保が困難なために県営住宅に入居できないといった事態が生じないよう、連帯保証人の要件についてさらなる緩和を検討してまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

最後に、さらなる緩和を検討していくというお言葉をいただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。たくさんのお声をいただいております。

また、これまで連帯保証人に対して限度額を設定するなど、連帯保証人に対してもしっかりとサポートしていただいておりますことも評価させていただきます。

今回のステイホームによりまして、改めて居住空間の確保がいかに大切であるかも分かってまいりました。そもそも保証人は、引き受ける方も大変に大きな社会的な責任を負うことになります。

私などは、たとえ親兄弟であっても保証人になるのは慎重に、そんなふうにて育てられたほうです。ですので、例えば他県で導入されております家賃保証業者等による機関保証でさえも懸念をする声がある現状です。県が見直すことで、市営住宅への考え方の見直しにもつながることが期待されます。

今回、みえモデルにおいても記載されておりますが、新たに11戸の入居募集中のものに加えて、さらに追加の修繕も実施予定と聞いております。

ぜひこの際に、住居セーフティネットの機能を高めて、生活に困窮する皆さんに安全・安心を届けていただくようお願いを強くさせていただきます、

質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 四日市市選出、日本共産党の山本里香でございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

こにゅうどうくんのマスクをつけて、四日市市の皆さんに応援していただいております。

冒頭、新型コロナウイルス感染症の発生を受けて、ここ半年余りの間にお亡くなりになった方へ、心からのお悔やみを申し上げますとともに、全国において、今なおつらい思いをしてみえる感染者の皆さんやその御家族の関係者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

医療現場、介護現場、そして防疫現場において、最前線で不安いっぱいな中、治療、感染拡大防止に頑張ってみえた関係者の皆さんにも、心から敬意と感謝を表します。ありがとうございます。

緊急事態宣言が解除されて、三重県においては、5月31日をもって新型コロナウイルス感染症で入院されていた方が全て退院されたということです。

全国的にも、外出自粛や休業などの大きな努力もあって、新型コロナウイルス新規感染者数は減少傾向とされておりましたけれども、北九州市や東京都での新規感染者の拡大に見られるように、ウイルスによる市中感染は今なお続いていて、第2波へのしっかりとした備えが必要ということで、みえモデルの発表もされました。

再び緊急事態宣言という事態を避けるためには、最大限の努力をすることが国や県に求められています。経済・社会活動の再開は、感染抑止をしながら段階的に進めていくということで、頑張っていかなければなりません。

まずは、感染拡大を防止するための医療と検査の体制を抜本的に強化して、安心して社会経済活動の再建に取り組めるようなシステムをつくることが求められます。

私は、保健所や医療機関等に出かけました。そしてまた、日本共産党には

市町の議員もおりますので、行けないところはそういった市町の議員との意見交流をする中で情報共有をして、これまでやってまいりました。

そこで、新型コロナウイルス感染症の検査体制について、特に地域外来・検査センター、PCR外来と言われていることについてお伺いしたいと思います。

知事が5月29日に発表されたみえモデルでも、PCR検査の増強との項目を挙げて、この地域外来・検査センター、PCR外来の設置で検査体制の大幅増強とうたってみえます。今回提案されている補正予算の中にも、開設のための予算が含まれております。

既に開設しているところもありますけれども、その現状と進み具合、今後の見通しをお願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） PCR外来の設置の現状と今後の予定について御答弁申し上げます。

PCR検査については、新型コロナウイルス感染者の早期発見と感染拡大防止の観点から、県保健環境研究所に加え、県内の医療機関や民間検査機関において幅広く実施しており、これまでの1日最大の検査件数は122件となっております。

一方、4月中旬の急激な感染患者の発生時には、各保健所に設置されました帰国者・接触者相談センターへの相談件数や帰国者・接触者外来において受け入れる患者数が大幅に増加いたしまして、特に帰国者・接触者外来で検体採取を行う医療機関に大きな負担が生じたところでございます。

今後、これまで以上の感染拡大が起こった場合でも確実に検体採取を行うためには、帰国者・接触者外来の負担を軽減しつつ、より幅広くPCR検査を実施できる体制を整備する必要があることから、既存の帰国者・接触者外来に加えまして、検体採取を集中的に行います地域外来・検査センター、いわゆるPCR外来の設置に向けて取組を進めさせていただいております。

地域外来・検査センターを円滑に設置、運営していくためには、県内一律

の形式ではなく、地域の実情に応じたものとする必要があることから、地域の関係者の皆様と協議の上、設置を行い、その運営を郡市医師会や市町などに委託することといたしております。

設置につきましては、県内の各郡市医師会単位を想定しておりまして、県内10か所程度をめどに調整を進めているところでございます。

先ほど御紹介もございましたが、現在、県内3地域で既に運営を開始いたしておりますが、今後の第2波の発生に備え、引き続き関係者と協議を進め、協議が調った地域から順次設置を行っていきたいと考えてございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 厚生労働省の資料によりますと、6月2日現在、全国で150か所開設済みとなっているようです。

今、御答弁いただきましたように、三重県において3か所、3地域でということ、基本的に場所は非公表となっているわけなのですが、新聞報道等では、桑名地区、伊勢地区、亀山地区でのドライブスルーの検体採取ができるように開設されたということです。10地域を目指して、今、鋭意努力をいただいているということ、もうとにかく急いで、きちんと話をする上での設立をお願いしたいと思います。

検体採取というのが大変なリスクを伴うということで、やはり今までしようと思ってもできなかった部分がこれで補えるというか、進むということであると思います。

いち早く開設した地域では、こういった検査センターを別にということの話が全国的に出る前に、この地域の中でも医師会等と、どうしたらいいかと十分な相談をされていたということで、これが早い開設になったということですが、そういった御努力に本当に敬意を表します。

三重県においては、2月、3月、4月、5月においては、爆発的な同時多発的な感染がなかったという状況であったので、保健所による濃厚接触者の確定などが的確に行われたこともあって、帰国者・接触者センターにおける相談と、そして検体採取で、どうにかここまで進んでこられたということで

すが、先日、説明会のときにも、藤田議員からもありましたが、体調が悪くて感染が心配だけでも検査してもらえないという声は、私のほうにも幾つか寄せられておりました。

発熱、味覚障害があるが近くのお医者様に行くと、保健所へ電話するようにと貼り紙がある。保健所に電話すると近くのお医者様にと言われるとか、帰国者・接触者センターに電話したら、近くのお医者様へ、診てくれるところは教えてくれないというようなお話や、お医者様に受診をして診てもらったまでに4日もかかって、やっと見てもらえて、PCR検査の必要はないとお医者様から、専門家から言っていたのでやっと安心したと、こういった不安がたくさんありました。

今になってみればおかげさんでということでしょうか。その皆さんは、肺炎の方はあったけれども事なきを得たということ、新型コロナウイルス感染症についてはということで、これはよかった、結果としてよかったわけですが、あちらこちらに電話する中で、こんないい話もありました。県の医療保健部に電話したら、丁寧に対応してくれたので安心したと、こんなことも聞いています。

ところが、びっくりしたのは、先日の新聞報道で、三重県の保険医協会の記事なんですけれども、PCR検査を依頼したが、半数近くのお医者様が検査を拒否されたことがあったということで、3月に、私も説明会で質問させていただいたときに、その当時の国のマニュアルそのとおりでなくて、三重県としては医師の総合判断で検査の必要な場合は検査へ進めるようなシステムがあると、とにかく総合的医師の判断だとおっしゃっていたのですけれども、意思疎通がなかなか難しかったのかなと、そして検査体制の整備が進みにくい中でそんなことも起こったのかなと感じました。

今大事なことは、この新しい体制は増えたことによって、そのフローを明確にして、そして県民の皆さんが理解して、必要な方にきちんと検査が行き渡るといことだと思っんです。

地域外来・検査センターが各地にできることで、体調が悪く、感染の心配

があるときどうしたらよいのか、フローを明確に教えていただきたいと思
います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） PCR外来の設置により、PCR検査に至る流
れがどのように変わるのかということで御答弁させていただきます。

PCR検査に至るこれまでの主な流れといたしましては、先ほども若干御
紹介がございましたが、まず、保健所に設置しております帰国者・接触者相
談センターにおいて、症状や年齢、基礎疾患の有無、行動歴などを確認させ
ていただいた上で、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合
は、帰国者・接触者外来を御案内し、そこで医師が診察を行った結果、感染
を疑う場合に患者から検体を採取し、県保健環境研究所等において検査を実
施していたところでございます。

また、これに加えまして、3月10日からは、帰国者・接触者外来を設置す
る医療機関等において、保険適用によるPCR検査が可能となり、これらの
医療機関や民間検査機関においてもPCR検査を実施しているところでござ
います。

現在設置を進めております地域外来・検査センターでは、診療所等におい
て医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合に、地域外
来・検査センターを直接御案内し、患者から検体を採取する新たな流れがで
きるようになります。

この結果、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等に加え、検体を採取
する体制がさらに充実することで、これまでより幅広く、迅速に検査を実施
することが可能となります。

これらの仕組みを併用することで検査体制のさらなる強化を図りまして、
これまで以上にPCR検査の対象者が増えた場合でも対応できる体制を整備
し、感染拡大防止及び県民の安心の確保につなげてまいりたいと考えてござ
います。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） ありがとうございます。

（パネルを示す）こちら、こういったフリップがありますけれども、これは、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関するクエスチョンアンサーの最新のところのPCRの検査、地域外来のこれができたことによって、画面によりますと右側のほうですね、これが追加されるという形のフロー図、ちょっとピントが薄くて見にくいかもしれませんが、こういった形で、これまでのところにプラスして、地域の診療所などで医師会などに委託している中で、お医者様が診察して、そして必要がなければそのことを心配している患者にきちんと専門的知識でもってお話をされて、必要であれば、地域外来・検査センターへ検体採取に行ってもらう。そして、必要でないということには、日常の治療とか、診察の形の中に行くということです。

これは基本ですから、もちろんこの地域の診療所などから、地域外来・検査センターに行くだけではなくて、今までの帰国者・接触者外来ですか、そこへ行かれると、指示をお医者様がされるということで、こういうことが増えるということで、これは大変な進歩だと思います。

もちろん、このフロー図は、これからどんなことが起こるか分かりません。本来はこういうシステムが使わなければいいんですけども、これが必要になったときに、もっと大変なことになれば臨機の対応も出てくると思いますので、基本です。でも、このことによって県民の皆さんは少しの安心が増えるんじゃないかということです。

発熱等、感染が疑われている状況ではダイレクトに受診するのではなくって、地域のお医者様もそこで感染が拡大しては大変ですので、もしかのときに、きちんと地域のお医者様に電話連絡をして、そして指示を受けてのこの流れになるということをお県の皆さん、心配な皆さんが分かっているように、こういったフローをきちんと示していただくことが大事だと思います。

後から出てきて、これ、伊勢市ですけども、（実物を示す）地域外来・検査センターへの受診の流れということでは、簡略図が分かりやすく作って

いただいてホームページに載っております。

そして、この中では、二つ大事なことが書いてあります。陰性証明のためだけの検査はできません。これ、大事なことだと思います。

そして、地域外来・検査センターというところは、検体を採取するところで、そこで診断するところではないので、専門家のお医者様の診断を受けてくださいということ、このことをきちんと皆さんに周知するとともに、結局、やっぱり要らないよ、要るよという判断をされたときに、説明をきちんと受けるということが大事になってくるので、そこで安心を担保していただきたいと思います。

政府のこれまでのやり方が、クラスターを追跡する範囲にとどめる、かつてのやり方ですね、検査をやり過ぎると医療崩壊が起こるから数を絞るといふ姿勢があったように思いますけれども、それに加えて、今、地域外来・検査センターの開設は、現場の医師の判断でより必要な検査をより迅速に行う体制への転換と、そのために人員、機材の確保に国、県が責任を持つといった体制に入ったということで、頑張っていたきたいと思います。

場所は非公表ということですが、陰性の証明のために検査を求めて、直接地域外来・検査センターに押しかけるようなことになっては機能不全になるということで心配されておりますが、どこの地域ということぐらいは、やはりきちんと示していただければと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

次は、医療機関の新型コロナウイルス感染症対応と地域医療構想についてということで、お伺いしたいと思います。

(パネルを示す) こちらは、感染者受入病床整備状況を表にしてみました。これは厚生労働省と三重県の発表資料から作ったものですが、もう皆さんにも何度もこれが示されている、感染症指定病床が1種、2種で24床11病院です。協力病院の病床数が151床、これが合わせて175床ということで、この中で重症患者受入病床は33床ということになっております。32床が、これまで重症患者で三重県では利用されたということですが、今までの

時点では充足していたということになっています。

けれども、実は、A地域で入院できるところがなくて、B地域へ入院された方、そして、その後でB地域で感染者が出られて、C地域へ入院されて、C地域でまた感染者が出られて、今度はC地域の患者がD地域へ入院しなければならないといったような状況はあったようです。

クラスターの追跡調査のこととか、移送などに余計に大変な作業がそこで増えたのではないかと思いますけれども、県内感染者の発生のゼロが続いて、先日発表されたみえモデルの中でも、散発例のみの発生の場合は感染症病床24床で対応可能であるけれども、感染が大きな広がりを見せた場合は感染症病床のみの対応は困難であるから、これまでいろいろな手だてをしているということです。これで十分なのかということでございます。

厚生労働省が3月に、流行ピーク時における1日当たりの患者数を、三重県においては重症者110名、入院患者3271名、外来患者6109名という試算といますか、数を出しているんですけども、これで大丈夫かなと思います。

三重県では、地域医療構想において1300床の病床削減がこれまで行われてきて、政府の要求でさらに加速化をと、公立・公的病院の統合が強力に進められようとこれまでしてきましたけれども、これでやっていけるのかということ、この地域医療構想について、今後どう進めていかれるか伺いたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域医療構想の方向性について御答弁申し上げます。

地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を見据え、高齢化による人口構造、疾病構造の変化に対応するため、地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制を構築することを目指すものでございます。

一般病床及び療養病床を対象として、2013年の入院受療率等のデータを基に、将来、2025年でございますが、の病床の必要量を推計し、それに基づいて、基本的には、平時における医療提供体制のあるべき姿を示すものとなっ

てございます。

本県におきましては、平成29年3月の三重県地域医療構想の策定以降、県内八つの地域ごとに地域医療構想調整会議を開き、2025年における各医療機関の担うべき役割や持つべき機能別病床数についてきめ細かな協議を行ってまいりまして、必要病床数についても病床削減ありきではなく、地域の実情を踏まえた病床機能の分化、連携に向け、検討を積み重ねてきたところでございます。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症の本県での発生を受け、感染拡大時には、感染症病床だけでは病床が不足することが見込まれたことから、各医療機関と調整いたしまして、感染患者を受け入れる一般病床等を、先ほど御紹介がございましたが、175床ということで確保するなど臨時的な対応を取ったところであり、実際に一般病床等での感染患者の受入れも行われたところでございます。

こうしたことも踏まえまして、今後の地域医療構想の議論では、平時の医療提供体制に加え、今般の新型コロナウイルス感染症のような非常時における各医療機関の果たす役割という観点も織り込みながら、地域医療構想調整会議において、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えてございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） 今の御答弁では、平時のことでこれまで考えられてきた、効率を優先もされるような方向だったと私は思っておりますけれども、そのような医療構想の考え方から、新型コロナウイルスの感染を受けて、非常時にも対応できるような仕組みをつくっていくことも考え合わせていこうという御答弁であったと思います。

今回、一般病院で病床を緊急に作り直していただいたり、受け入れていただいたりということで、本当に大変なことがあったんだなと感じております。

医療には、このように緊急時のために余裕がないといけないと思っております。これ、共通した考えであると思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波しかり、また、ほかの新たな感染症が生まれてくる

という可能性も今後なきにしもあらずです。

効率至上主義で病院のベッドを常に入院患者でいっぱいにしないと、診療報酬的に成り立っていないような仕組みが県がそのようにしたいということではないにしても、押しつけられてきたという中で、このままでいいのかなと思います。

三重県では、地域医療構想の話がきめ細かに進められていたということは認識しておりますけれども、ただ、病院をさらに減らす、公的病院については特にその話がまだまだ出てきているわけですので、こういうときに、緊急時に頑張れ頑張れと一方で言いながら、この矛盾については問題だと思いません。

もともと人手不足で十分に診療実績が上がらない地域も、現在、三重県にはあるわけですが、その地域医療の実情や交通環境の地域性を無視した判定基準などが国ではあるようではありますが、さらに、感染症医療を含んでいない再編統合の検討の押しつけにこそ拒否をしていく、これはやめてくれ、撤回してくれと言っていたきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症を経験して、新しい日常、ニューノーマルということが言われますけれども、新しい価値観での医療体制再構築、このことを目指していただきたいと思います。

それでは、最後になります。

新型コロナウイルス感染症で窮する医療機関、これは感染症を受け入れているような大きな病院から地域の小さなそれぞれの町のお医者様も全てなんですけれども、2、3、4、5月と患者を受け入れた医療機関では大変な毎日だったということは御存じのとおり、患者本人もつらい、家族もつらい、医療従事者の方の不安を押しての働きも大変だ。

そして、地域の小さな医療機関では、受診抑制というのが起こっております。私自身も、この2月以来、医院にかかることが多々あったので、それを身近に感じておったんですけれども、こういったところでは、経済的に運営が困難になっているという話をよく伺います。

三重県としては、大きな病院を含め、県内の医療機関の経営状況について、新型コロナウイルス感染症ということの問題でどのように把握してみえるか、お伺いしたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 新型コロナウイルス感染症の影響による医業収益の悪化の影響がある医療機関への支援ということで御答弁させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでにない状況下におきまして、医療機関並びに医療従事者の皆様には、地域の医療を守るため、多大な御尽力を賜り、改めて感謝申し上げます。

県といたしましては、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、医療物資の配布や設備整備等の支援を県内医療機関に対して実施してまいりました。

一方、感染患者の受入れに対応していただいている医療機関では、受入病床の確保による病院経営への影響や一般患者の受診が大幅に減少しまして、医業収益が悪化しているところも少なくございません。

さらに、その他の医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の影響による一般患者の受診の減少によりまして、医業収益に影響が及んでいる状況もあると認識させていただいております。

こうした状況を踏まえまして、先日発表させていただきました“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルにおきましても、医療機関の安定的な運営の確保を、今後取り組むべき事項として位置づけたところでございます。

県といたしましては、受入病床の確保に伴う損失や医業収益の悪化について、全ての医療機関に対して継続的、必要な財政支援を行うよう、あらゆる機会を通じて国へ要望してまいりますとともに、引き続き、現場の医療機関の声に真摯に耳を傾けて、その対策について検討させていただきたいと考えてございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 大変な経営状況の中で、大変だけれどもやり過ぎしていればいいですけども、それによって医療機関の存続が危ぶまれるようなことになっては、それこそ大打撃でございます。

日本病院会など3団体の調査によると、新型コロナウイルス感染症の受入病院の大きなところでは、もう億単位で赤字が出ているし、三重県内での病院というのはどうなのかというのもありますけれども、今後そんなことになったら大変だと思います。

それから町のお医者様でも、5割ぐらい患者が減ったというようなこともあり、そういったところが9割のお医者様で出ているという報告もございません。

社会保障の抑制政策によって、ぎりぎりの経営をこれまでもやっぱり強いられてきたお医者様だと思うんですけども、今回の新型コロナウイルス感染症で現場の機能が本当に保てるかが難しくなっていると。よく声を聞いて様々考えていただけるということですけども、それこそ国への要求とともに、本当にその現場を見ていただいて、そして、聞くだけではなくて対応できる、そういう形を取っていただきたいということを強く心に思っています。

知事が、先ほどから部長の答弁にうなずいておられました。みえモデルでいろいろと発信をしてみえますので、その中で、こういったところに対する細かいところまで入っていった要望をきちんと吸い上げて、これからの医療機関への支援や、そしてまた新型コロナウイルス感染症対策に邁進していただきたいと思います。

県民の皆さんから寄せられる不安は大きなものですけども、不安がないというのも困りますね。やっぱり緊張感を持って新型コロナウイルス感染症に対応していくのは、行政の皆さんも、そして医療機関の皆さんも、そして県民一人ひとりも大切なことだと思います。

何とかして、たくさん用意をした医療機関を使わなくても済むようなことが一番いいですけど、それによってとはということになりますので、心から収束を強く願って、私山本里香からの質問を終わらせていただきたいと思いま

す。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。4番 平畑 武議員。

〔4番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○4番（平畑 武） こんにちは。

鈴鹿市選出の新政みえ、平畑武でございます。

議長のお許しができましたので、2回目の一般質問をさせていただきます。

昨年、自由民主党県議団の山崎議員が松阪球場のスコアボードについて質問されました。暑い中、熱中症と闘い、スコアボードを交換する窮状、これを訴えられました。松阪球場だけに窮状がよく分かりました。その結果、今年度の予算で電光掲示板に改修されることも決定いたしました。

山崎議員の高校球児をいたわる優しい心と熱意が、知事や当局の心をえぐった結果だと思っております。元高校球児でございますから、すばらしい直球と変化球を織り交ぜながら、まさに華麗なる質問だったと私は記憶しております。

一方、私は66歳になり、体中から加齢臭を漂わせ、しょぼくれた質問しかできない。比べますと、同じ「かわいい」でこうも違うものかと落胆している

ところでございます。しかし、めげずに質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について質問させていただきます。重複する部分が多々あるかと思えますけれども、御勘弁いただきたいと思えます。

今年に入りましてから、新型コロナウイルス感染症が全世界を巻き込んだ形で、パンデミックとして発生いたしました。

6月8日時点で、アメリカの約194万人をはじめとして、全世界で700万人を超える感染者数が記録されております。そのうち、死者数も約40万人となっております。日本でも約1万7000人の感染者が出ており、そのうち死者数が約900人となっております。

三重県においては、4月24日の45例目を最後に、今日まで感染者の発生ゼロを継続中です。死者数も1名のみとなっておりますので、他の都道府県と比較いたしますと、結果的に封じ込めができていえるのではないかと思います。

お亡くなりになられました方々には心より御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様方にはお悔やみ申し上げたいと思えます。あわせて、感染されました皆様方にもお見舞い申し上げます。

振り返ってみますと、1月21日に開催されました関係閣僚会議の中で、中国武漢市における新型コロナウイルス感染症に関連した話題が上っております。武漢市に滞在歴のある方に、日本で初めての感染が確認されたとの報告もなされております。

感染症対策本部として初会合が1月30日ですから、10日間のタイムラグが発生したとも言えると思えます。2月13日に、国内で初めて陽性患者の方がお亡くなりになりました。同時に、新たな感染例も確認されております。

3月26日の対策本部会議で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に定める政府対策本部が設置されました。これを受けて、各都道府県知事による対策本部が設置されました。

いろんな知事から要請の出ていたこととございますけれども、4月7日に

なって、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づいて、緊急事態宣言が発令されました。

この緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月7日から5月6日までの1か月間とされました。実施すべき区域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県とされました。

その後、7都府県と同程度に感染が蔓延していた北海道、愛知県、京都府などから緊急事態区域への追加拡大要請を受け、4月16日に、期間はそのまま、全都道府県を対象に拡大することが決定されました。

それに伴い、三重県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、4月20日に三重県緊急事態措置が発表されました。期間は4月20日から5月6日までの間で、五つのお願いが出されております。

感染防止対策徹底のために県境を越える移動の自粛、県内における移動の自粛、特に大型連休中における移動の自粛、いわゆるステイホームと言われる、家におってください、こういうことが出されたわけでございます。企業へのお願いとしては、企業等における感染防止対策の徹底、それと、テレワーク等の在宅勤務等の積極的な導入依頼、イベントについては、三つの密、密閉空間、密集場所、密接場面の発生が考えられるイベントについては、原則中止また延期してください。

そして、ここが大事なんですけれども、事実に基づく冷静な対応をしてくださいということで、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないことの徹底、特に勇気を出して氏名を公表していただいた患者や御家族の皆さん、そして、医療従事者及び御家族の皆さん、これに対する先ほどのようなことがあってはならんということで、これは感謝こそすれということでございますので、そこの徹底をお願いするということでございました。

最後に、いろんな企業等への休業要請等の協力ということで、感染予防の効果が最大限発揮される、例えば接客を要するような事業であったり、また、人を多く集めるところへの、休業依頼または時間短縮等の要請に対して、こ

ういう協力依頼がなされました。

この五つの全てを県民の皆さんが真面目に捉え、確実に協力していただいたことは、奇跡的ですよばらしいことだったと私は思っております。特に、休業、時短営業、夜間営業等の自粛要請に、中小企業や個人事業主を含む小規模企業の全ての事業者が応じていただいたことが現在の感染者発生ゼロにつながっているものだと思っております。

私自身も、本当に全ての事業者が応じてくれるとは思っておりませんでしたので、すばらしい大人の対応だったなと思っております。改めて感動しているところでございます。

なお、緊急事態措置期間中、令和2年4月20日から5月6日までに休業及び夜間営業、20時から翌朝5時まで、また時短営業等に応じていただいた対象事業者に、協力金として1事業者当たり50万円が支給されました。手続の関係上、多少の遅れが生じたものの、三重県としてきちんと対応していただいたことで、多くの事業者から感謝の言葉が寄せられております。

それぞれに条件はあるとしても、国では、厚生年金保険料等の納付猶予であったり、所得税、住民税、固定資産税等の支払い猶予など、これまでどおりの緊急時の取組も実施する中、目新しい取組として、令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記録されている人に対し、特別定額給付金として1人当たり10万円が支給されることになりました。

さらに持続化給付金として、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象に加えた中小企業・法人に最大200万円、個人事業主・フリーランスに最大100万円が支給されることも決まりました。

5月4日に出された政府緊急事態宣言では、5月31日までの期間延長を判断するという一方で、連休後も引き続き休業継続している事業者も、三重県内で多く見られました。

また、営業を再開されたスナック等の経営者に話を聞きますと、感染を怖がって人が出てこないということで、結局、開店休業ですというお話も聞かせていただきました。

私も実はその1人でして、3月24日を最後に、今日、2階に来ておりますけれども、あの人と飲んだのを最後にやめております。自宅での晩酌もやりませんので、結果的には、昨日までで77日間の断酒生活が続いているということでございます。

おかげさまで、肝臓は真っピンクのすこぶる調子もよくなりまして、全て血液検査は正常値に入りました。今まで馬や鹿のように、結局ばかということですが、飲んでいたので、依存症はどうやらないということが言えるのかなと思っております。

すみません、ちょっと論点は少しずれますけれども、ここで決算カードについて少し触れさせていただきます。

まず、1を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）これを見ていただきますと、総務省が、県や市町村など各地方自治体へ毎年報告義務を課している決算カードというのがございます。これを見やすいように、三重県の平成25年度から平成30年度までを整理したものでございます。

平成30年度を中心に見てまいりますけれども、人件費や扶助費のように経常的に支出する経費、これに対して税収が経常的にどう使われているか、これを見る数値として経常収支比率というのがございます。

一番右端になるかと思えますけれども、これが三重県は95.1%、全国平均が93%となっていますので、言うなれば、使う項目が決まっている、95%決まっておるということですから、ごめんなさい、総務部長、決してけなしておるわけじゃなくて、財政的に融通が利かない、窮屈な状態にあると言ってもいいのかなと思います。

理想は70から80%と言われておりますので、後で出しますけれども、四日市市が74.4%ということですから、かなりそれに近いのかなと思っております。

次に、公債費負担の大きさということを表すもので、実質公債費比率がございまして。

これも3番目の項目のところがございます。14.2%、全国では10.9%とい

うことで、年度ずっと見ても、平均も14.4%と安定しております。産業構成や税収等がよく似た県、九つぐらいと比較しましても、ややいいほうにランクされております。

これは早期健全化基準、これが25%でございますので、10%ほど下回っているということで、この早期健全化基準というのはここまで来たら何かしないと危ないですよという数字ですけども、それよりも下のほうにおります。

それから、地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率というのがありまして、186.2%、これも同じような県と比べましても、ややいいほうにランクされるということで、これでいいほうなのかなどは思うんですけども、早期健全化基準を見ますと、これ、400%となっていますので、半分以下の数値ですから、それはまだまだ余裕があると見てもいいのかなと思います。多分財政のほうに言わせるととんでもないと反論されるんでしょうけれども。

ただ、この中でちょっと気になるのは、地方債残高、これが真ん中のほうにございますけれども、1兆4000億円あるわけですね。年度予算の約2倍あるのは、これはどうなのかなと引っかかるころではございます。

単純に県民1人で割っていくと80万円というツケでございますから、この部分はちょっときついやなど。川越町は、ちなみに3万円ということでかなり数字が低い。

三重県に存在する基金のうち、三重県はもともと53の基金があつて、今収れんされて30になっているこの中で唯一、何にでも使える目的のない財政調整基金、ここが一番大事ですけども、102億円残っていると。これは、平成30年度です。

新型コロナウイルス感染症の問題が、100年に一度の出来事と新聞では言われておりますけれども、こういうときにこそ、この102億円を使って、三重県独自の施策をもっとやるべきじゃないかと言おうと思ったんですよ。思ったんです。ここで終わらせておきます。思っただけです。

次に、この2番目の資料を見ていただきたいんです。

(パネルを示す) これが、先ほど言いました平成30年度の三重県の各市町と三重県を出しております。これで見えていきますと、ほとんどさっき言った三つの項目が当てはまっています。例えば経常収支比率で70から80%が理想ですよというところでは、川越町と玉城町、四日市市、木曽岬町、朝日町、度会町がそれに該当するというところでございます。それと、実質公債費比率や将来負担比率、これも早期健全化基準に比べますと、全ての29市町が問題なしと言えることであります。

これは簡単に終わっておきます。ちらっと見ていただきたいのは、財政調整基金の残り分が、真ん中のところにあるんですけど、それなりに残っているというところだけ記憶しておいていただければと思います。

続きまして、3番目の資料をお願いいたします。

(パネルを示す) これも要らん世話やと言われますけれども、北海道夕張市の決算カードを、平成13年度から平成30年度まで入れさせていただきました。これが何になるんやということでございますけれども、平成18年度を見ていただきますと、税収が9億円から10億円でず一と変わらないですね。ほとんどそれぐらいの数字で動いております。

にもかかわらず、歳入額が突然、110億円から230億円に膨れ上がっている。それから、歳出も、訳の分からん579億円と、これは何やと。大体歳入と歳出がこれだけバランスの悪いのはおかしいよなということが出てきている。

その次の年から前年度繰上充用金として、350億円の借金が見えてきているわけですね。という訳の分からん数字のためにこれがずっと残っていくということでございます。

こういった中で、たまたま東京都庁から夕張市に派遣されておった、現北海道知事の鈴木直道さんがこれを見てとんでもないことやなと感じられたということでございます。

この方は、平成23年から夕張市長を2期8年務めておりますので、この間、給料も70%削減ということをやって、当然職員も半分にして、年収も42%カット、それから議員も18人から9人に減らしたということで、ボーナスも

年間4.45か月を2.45か月にカット、こういうようなことをずーっとしてきて、それでもまだまだいい数字までは来ていないということでございます。1回借金するととんでもないことが起きるよということを物語っていると私は読み取っております。

三重県が、独自策を打てると思いましたがというところに戻っていただきまして、思ったんですが、これは、先般配付されました令和2年の三重の財政という黄色い冊子を読み込んでいく中で、3か年平均の財政力指数は0.594%ということで、47都道府県中15位、なかなかいいほうのBクラスとランクされております。

一見、財政的に余裕のある県に思えるんですけども、88ページを見てがっかりしたのは、令和2年度の財政調整基金、たったの10億円なんですよ。102億円だったと思っていたのが10億円に減ったということで、これでは何もできんわなというのが結論でございます。だから、ここに対する質問はやめたい。長々と述べてきましたけれども、やめるということでございます。

こういうことですが、改めまして、今回の、休業要請や夜間営業の時短等の要請に対して、事業者が全面的に協力していただいたこと、これは非常にうれしいと思っております。

これに対して知事の捉え方、一度我々も聞かせていただきましたけど、もう一度お聞かせ願えればなと思います。

また、今回の休業等の影響で大きく収入減となった学生等が報道されておりますけれども、国から20万円または10万円の助成金が支給される。また、三重県においては、三重大学では、バイト収入が月5万円以上減少する学生に、家庭のいろんな条件等がありますけれども、10万円が支給される。また、留学生に対しては5万円の支給というのが打ち出されております。鈴鹿大学でも3万円というのが決まっておると聞いております。

そういう中であって、三重県として、これも5月29日に説明を受けましたけれども、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデル、この中で1万円の

食事券を配付する、こう支援策が打ち出されました。このことに対する思いについても併せて聞かせていただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきましたうちの1点目、休業要請等に御協力いただきました事業者の皆様への私の所感ということで、答弁させていただきます。

本年4月16日、政府は、本県を含む全ての都道府県を対象として、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を発令しました。

当時の本県の状況は、3月中旬以降、段階的に感染者が増加し、4月14日から19日までの6日間には、合わせて19名の患者が発生し、これまで未発生であった伊勢志摩地域、東紀州地域においても感染が確認されるなど、県内全域への拡大が懸念されていた段階でした。

また、県内で発生した事例のほとんどの感染経路が県外に由来しており、大型連休を控え、帰省や観光による都市部からの人の移動が大きく増加する時期でもありました。

このような状況に鑑み、県内における感染がさらに拡大する事態を避けるため、苦渋の決断ではありましたが、4月20日に、新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた三重県緊急事態措置、五つのお願いを取りまとめ、県民、事業者、県外の皆様に、御自身や大切な家族、仲間の命と健康を守るため、移動の自粛などのお願いをさせていただきました。

中でも、事業者の皆様には、休業要請や感染防止対策等の御協力を、夜間まで営業されている飲食店の皆様には、営業時間短縮の御協力をお願いいたしました。

また、宿泊施設や渡船業、釣堀、海の家、キャンプ場等の屋外体験施設を営んでおられる事業者の皆様には、感染状況が落ち着くまで予約の延期を促していただくよう御協力をお願いしました。

休業等の要請を実施するに当たっては、事業者の皆様への不安に感じる声に耳を傾け、市町と協調して行った休業協力金の創設や相談窓口による様々な

支援制度の御紹介など、積極的にできる限りの支援をさせていただきました。

しかしながら、休業等により収入が減少するという当面の生活や、再開後にこれまでどおりお客様が来ていただけるのだろうかという将来への皆様の不安は察するに余りあり、私としまして、知事としての決断の重みに身を切られるような思いでありました。

そのような不安と闘いながら、苦しい中で休業要請等に御協力いただいた事業者の皆様、また、感染の恐怖に耐えながら県民の皆様に安心して生活していただけるよう、事業を継続していただいた皆様の御尽力のおかげで、本県における感染者の発生は低い水準に抑えられており、改めて心から感謝を申し上げます。

あわせて、緊急事態宣言が解除された後においても、再び感染が拡大しないよう引き続き感染防止に努めていただきながら、事業活動を推進していただいていることに重ねて感謝を申し上げます。

県内においては、皆様の御協力により、4月25日以降は感染が確認されておりませんが、新型コロナウイルス感染症については、いつ第2波が発生するか分かりません。

第2波、第3波の発生を可能な限り抑制するとともに、万が一発生したとしても最小限の規模にまで抑え込むためには、事業者の皆様にも感染症に強い新しい生活様式の定着や業種に応じたガイドラインの実践など、地道で息の長い対策に取り組んでいただく必要があります。

県としまして、それらの事業者の皆様のご取組への支援もしっかりと行うとともに、オール三重で一丸となって、県内経済の活性化に向けて全力で取り組んでまいります。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、私からは、食事券の配付による学生支援、その取組の意図について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中で、家計の急変や学生自身のアルバイト収入の減少等に伴い、学びの継続に不安を抱える学生が多くいる

ことが、県内高等教育機関への聞き取りから分かってまいりました。

これに対しまして、国や多くの高等教育機関が、現金給付による学生支援に動き始めたことも考慮に入れまして、本県では、これらとは異なる角度から独自の学生支援事業、今おっしゃられた食事券の配付の事業の構築を図りました。

まず、支援対象者についてですが、県内高等教育機関に在学している学生のうち、日本学生支援機構などの奨学金を受給している者等としました。また、家計の急変などにより、新たに手続等を行っている方も対象に加えしました。

これは、国の給付制度が、学費等をアルバイト収入等で賄っていること、アルバイト収入等が50%以上減少したことなどの要件を満たす学生を対象を限定している点と異なりまして、経済的支援の対象者をより幅広く捉えているところでございます。

また、このように対象を設定することによりまして、申請書類を簡素化し、学生の負担を軽減するとともに、対象者の認定を簡潔に行いまして、より早く支援を届けることを目指しました。

それから、支援内容につきましては、緊急事態宣言が解除され、感染拡大を防止しながら社会経済活動を再開させるフェーズとなったことを踏まえまして、現金給付ではなくて、県内の飲食店で利用できる食事券1万円分を配付することとしました。

こうすることで、学生の生活をしっかり支援できるということと同時に、休業や外出自粛などの影響を受けている外食産業での消費喚起や食材となる県産農畜水産物の需要を喚起して、県内産業の活力の回復につなげていくことも効果として期待できると思っております。

今後、遅くとも6月下旬には、学生の皆さんが県内飲食店で食事を取ることができるよう、県内高等教育機関や関係団体と連携しまして学生への周知を行うとともに、スムーズな事業執行に取り組み、学びの継続を支援してまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルにおいて、いろんなことが書いてございます。そういったことからいって、今後の課題というところ、時間が予定より大分食い込みましてすみません、要らんことを言いました。ちょっとはしよりながらいきますと、この新型コロナウイルス感染症の脅威というのは、皆さんも御存じのとおり、ワクチンがない、治療薬が開発されていない、こういう状況であれば、きちんと安定的な供給が出るまでは安心できない、こういったものだと思っております。

そのためには、今後、第2波、第3波、これが必ず来るという考え方をしなければいけないのだろうと。今1か月以上、もう50日近くも感染者ゼロが続いておりますけれども、そういったことを考えたときに、医療体制であったり、検査体制、ここを充実、強化させていく、ここが必要だと思っております。

これは山本里香議員とも重複する部分でございますけれども、現在、三重県には特定感染症指定医療機関というのは存在しません。第一種感染症指定医療機関、これが1か所で2床です。それから、第二種感染症指定医療機関7か所で22床、合わせて、先ほどの数字に出ておりました24床があります。

それ以外には、先ほども出ていましたように、一般病床を特別にこれに代えて使うということで151床を確保した。それから、鈴鹿市の研修センター等の宿泊施設を64床確保したということで、こういったことで何とか4月の対応はできたのだろうと思いますし、そこを使うこともなく終わったというのが結論でございますけれども、今後、第2波、第3波というのが来たとき、また、今151床については一旦お返しせないかんという状況でございます。

ただ、それを返した後に、今後、どういうふうにしてそこを確保していくのかということですね。その前にもう一つは、PCR検査そのものの数が少ないだろうということで、これの拡大、さらなる機器の配置も含めて、お話しいただければと思います。

検査可能総数がどうなっていくのかということと、検査装置の数字ですね。それと、今後の病床数の確保、この2点についてお願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） それでは、2点御質問いただきました。まず、PCR検査能力の強化について御答弁申し上げます。

PCR検査につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、県保健環境研究所に加えまして、医療機関や民間検査機関での検査実施も可能な体制となつてございまして、これらを組み合わせることで、これまでに1日当たり最大で122件、累計で2800件を超える検体の検査を実施してまいりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の封じ込めに不可欠なワクチンや効果的な薬については、現時点では実用化に至っていないことから、第2波に備えた検査体制の一層の拡充が必要と考えてございます。

そのため、現在、PCR検査機器が設置されております県保健環境研究所、三重大学医学部附属病院、国立病院機構三重病院に検査機器を計3台追加設置いたすとともに、県保健環境研究所で検査を担う人員の増強を行うなど、検査体制の充実に努めてまいります。

その他、新たに、先ほど申し上げました保健環境研究所と2病院以外に、検査機器を導入する意向のある医療機関もございましてことから、その病院に対する導入の支援を行うとともに、さらなる検査体制の拡充につなげてまいりたいと考えてございます。

それに、先ほど御答弁申し上げました検体採取を集中的に実施する地域外来・検査センター、いわゆるPCR外来の設置も進めさせていただいておりますので、こちらは民間検査機関を活用した検査体制の大幅な増強を行うことが可能ということで考えてございます。

こうした取組を総合的に進めていくことで、さらなる感染拡大時にも対応が可能となるよう、PCR検査体制の強化を引き続き図ってまいりたいと考えてございます。

引き続き、感染拡大に備えた病床確保についての考え方を御答弁申し上げます。

ます。

本県におきましては、これまで45例の感染者が発生し、ピーク時には最大32名の入院が必要となりましたが、感染症病床24床に加えて、先ほど御紹介がございました一般病床等約150床を確保していたことで、いずれも県内の医療機関で受入れを行うことができ、幸いにも症状が軽快した方等の受入先として確保しておりました宿泊療養施設を使用するには至りませんでした。

一方、各医療機関におきましては、通常の医療を縮小することで、感染患者の受入体制を確保していただいております。現在の本県の状況を踏まえますと、現状の体制を維持し続けることは、医療機関に過度の負担を強いることにつながるおそれがあると考えてございます。

また、治療方法の確立やワクチンの開発には一定の期間を要すると想定されることから、救急医療など通常の医療の継続性確保の観点からも、感染患者の診療と一般診療の両立の視点に立った新たな医療提供体制を整備する必要があると考えてございます。

そこで、5月下旬以降、各医療機関に対する個別のヒアリングを行うとともに、各地域で患者の受入体制に係る調整会議を開催いたしまして、受入病床数を一般診療との両立が可能である規模まで一定縮小した上で引き続き確保していきながら、新規感染事例数、新規感染患者数、入院患者数等の、みえモデルにも盛り込んでございますモニタリング指標により、再度、感染拡大の兆候が確認された場合には、今回と同等の175床という体制へ迅速に移行できる仕組みを構築したところでございます。

また、宿泊療養施設につきましても、個別の宿泊施設と契約を結び、継続的に借り上げを行うのではなく、複数の宿泊施設の間で予約の調整を可能といたしまして、感染状況に応じて速やかに宿泊施設が確保できる新たな仕組みの構築を行っていききたいと考えてございます。

本県における病床利用率は、4月中旬の急激な感染患者の発生時においても約20%を下回っている状況でございまして、第2波発生時に入院患者がさらに増加した場合であっても、宿泊療養施設も含め、対応可能な病床数を確

保できていると考えてございます。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

よく考えていただいているというのが分かりました。ここは三重県の強みといえますか、三重県知事が、たまたま西村康稔担当大臣とよく似た経歴をお持ちだということで。灘高校から東京大学に行って、旧通商産業省、もう一つはあえて言いませんけれども、共通したところがいっぱいあると聞いております。そういうことかなど。

これに関しては、いろんな方が質問されますので、もう終わらせていただきます。

では、2番目の県立高校関係の話をさせていただきます。

トイレの洋式化ということ、これは、まずこれを出してもらいたいんですけども、資料4ですね。（パネルを示す）ここにありますように、学校トイレ研究会が、2015年、ちょっと古い資料ですけども、自治体・学校事務職員に対して実施した全国アンケートでございまして、学校で児童・生徒のために改善が必要と思われるのはどこですかという問いに、73%の方がトイレと回答している。

それから、学校で児童・生徒のために改善が必要な場所はどこですかという問いに対して、65%の方がやはりトイレと答えている。

それから、2018年の学校のトイレ研究会が、全国公立小・中学校に行ったアンケートの結果で、学校施設の老朽化対策が問題となっておりますが、今後優先的に対応してほしい場所をお聞かせくださいという問いに対してはトイレが39%ということで、ほかの項目の約4倍になっています。

それから、5番目の資料を出していただきましたんですけども、（パネルを示す）これは和式便器と洋式便器の比較ということで、文部科学省が行った公立小・中学校施設のトイレの状況調査でございます。

和式便器56.7%に対して、洋式便器が43.3%ということで、もう一つ下の部分は、学校トイレの洋式化を推進する議員ネットワークというのがあるら

しいですね。それが高等学校について実態調査をした中でも、和式便器が64%、それから洋式便器が35%ということで、私の感覚ではもうちょっと洋式化率は低いのかなと捉えておるんですけども、そういったのがございます。

今から20年ほど前に、学校のトイレというのは6K、3Kとか4Kは聞きますけど、6Kというのがあるらしいですね。暗い、汚い、臭い、怖い、壊れている、窮屈らしいです。だけど、今のトイレ、結構よくなっていますのでそうは感じないのかも分かりませんが、確かに我々の頃はそうだったかなと思います。

そういったことで、どうしても耐震が最優先されることから、トイレの改善がなかなか進まないというのも現状でございます。家庭のトイレがよくなっている中で、学校のトイレは老朽化が進んでいくということは避けられない現実となっております。

それで、もう一つこれを見ていただきたいんです。6番目の資料ですね。(パネルを示す)これは、三重県教育委員会から、2020年3月に議員に説明された内容だと思っております。これを三重県立学校長寿命化計画に基づいて、改修年度順に並べ替えております。

ここにありますように、一番左の升のところに学校がございまして、高校が57校、それから特別支援学校は18校並んでおるわけですけども、特別支援学校についてはほぼ100%に近い数字で改善されておりますので、ここはもう今回、質問から省かせていただきます。

県立高校57校中のうち、洋式化率、これを見ていきますと、平均で28%、先ほどの数字よりやっぱり低いんですよ。この中で、私は70%というのを一つの目標としていますから、こういう意味でいくと、57校中1校しかクリアしていないというのが現状です。

それに対して、未達成の56校、令和2年度に2校、それから、令和3年度、黄色に塗っているのがそうですけれども、令和3年度10校、4年度11校、5年度18校、6年度15校ということで改修計画が組まれておりまして、このこ

とで子どもたちに近いところのトイレでいけば、ほぼ45校が70%達成するというのでございます。

ただ、そうはいうものの、この12校については残っているわけですから、ここのところをどういうふうに考えていくんでしょうかというのをお問合せしたいと思いますし、また、学校全体のトイレ洋式化率で見た場合は、平成6年度の目標でクリアしているのは、全体で見た場合、9校しかないということですから、ここら辺についてもどういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校のトイレの洋式化について御答弁申し上げます。

家庭において洋式トイレが普及しており、子どもたちの学習の場であるとともに、1日の大半を過ごす生活の場でもある学校においても、子どもたちがより快適に過ごすことができるよう、トイレの洋式化を進める必要があると考えております。

このため、令和2年3月に策定いたしました三重県立学校長寿命化計画の中に、トイレの洋式化と床の乾式化を位置づけ、本年度から令和6年度までの5年間で、校舎の改修と併せて計画的に取り組むこととしております。

トイレの改修工事は、1棟当たり3か月程度かかり、大きな音の出る工事もあることや改修中にトイレを利用できなくなるなども考慮して進める必要があります。

このことから、今回の計画では、子どもたちが学校で多くの時間を過ごす普通教室棟のうち、特に使用頻度の高い棟の全ての階の男女のトイレを順次改修することとしています。

令和元年度末における高等学校の普通教室棟における洋式化率は約33%ですが、この計画の実施により、令和6年度末には約82%となる見込みです。

今回の計画では、普通教室棟の洋式化率が70%に満たない学校が一部あるわけですが、普通教室棟の近くに洋式トイレがあるなど、特別教室棟

を含めた学校全体での洋式トイレは一定数整備されている状況です。

これらの学校につきましては、令和6年度に改めて、さらにトイレの洋式化が必要かどうかを検討し、対応していきたいと考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

これは、文部科学省の旧基準、安全衛生法もそうですけれども、例えば男性であれば50人に1基でいいとか、女性であれば20人に1基、こういう数字がございます。

こういったのを照らし合わせていって、なおかつ、学校が建設されたときにおった生徒数が現在は減ってきているという、こういう掛け算をしていきますと、恐らく令和6年度で見たこの数字を入れていけば、ほとんどの学校が70%はクリアするんだと思うんですよ。

ただ、あくまでもデータとして全体に残っているトイレという考え方で満たないと表現しておりますので、ちょっと気分を悪くされたら申し訳ないと思いますが、そういったことで、やっていただくことに対してはすごく感謝しております。

今までこうやってきちんと計画を出されるということはなかったと思うんです。これは、29市町においても遅れているんだと思うんですよ。県がこういうことをやっていくというのを打ち出されたことによって、いろんな市町が追随していって改善していくということであれば、素晴らしいことだなと思って、これは感謝を申し上げたいと思います。

私も市議会議員時代に、市内の小・中学校合わせて40校ございますけれども、半分ぐらい見させていただきました。このときに、皆さんが言われるのは、生徒のために施設をどうするかと言われるんです。

私はちょっと違っていて、生徒は当然考えておくんですけども、それを世話していただく教職員の皆さんの処遇改善というのを目的に見させていただきました。

そのために職員のトイレの洋式化、床の乾式化がどうなっているのか。ま

た、更衣室がきちっと男女別になっていて広さも十分なのか。そして、体調が悪いときに休める休憩室、こういったのが設置されているのか。これは労働安全衛生規則にも書かれているように、刑罰のある基準でございますから、休憩するところはありませんと指摘すると、いや、うちは保健室がございますと回答されるんですけど、それは全く違う目的にあるものでございますから、それは体調が悪いときに、学校の先生が休んでおるわけにいかんやろうと、これも一理あります。

だけど、体調悪いときには横になれるスペースを設けなさいというのがあるわけですから、これは守っていただくということで考えていただければと、今後の参考にさせていただければと思いますし、当然ながら、生徒を中心に考えていただければいいんですけども、教職員の立場も十分理解していただいて、すみません、教育委員会に言っているとか、そういうことやないですよ。無理難題を言われている教職員の方をちょっとでも助けていただければと思います。

この質問はこれで終わらせていただきます。

次に、特別支援学校への登校ということで質問させていただきますけれども、鈴鹿市に、知的障がいの主障がいとする児童・生徒の就学先であります杉の子特別支援学校があります。ただ、ここは知的障がい主になっていますけれども、肢体不自由の子どもも預かれる施設でございます。

現時点では肢体不自由の方は、津市にあります城山特別支援学校に行くこと定められておりまして、鈴鹿市から昨年は8名、今年は7名が就学しています。

(パネルを示す) この資料を見ていただきますとよく分かりますように、通おうとしますとすごく大変なんです。朝7時5分に鈴鹿市役所を出ますので、これに合わせて起きようとする、やっぱり5時半ぐらいには起きないといかん。また、保護者はもっと前に起きやないかんということがあります。

バスは、生徒のことですからゆっくり走られるんだと思うんですけども、

1時間40分かけて城山特別支援学校へ着くらしいんですね。そういったことで、帰りはちょっと早いんですけども、トータル3時間程度を要しているということでございます。

ただ、体調が悪くなった子どもがいたときに迎えに行かないかんということになりますと、往復2時間かけて親御さんが城山特別支援学校まで迎えに行かないかんということが発生します。

こういったことを考えたときに、何とか鈴鹿市の杉の子特別支援学校に肢体不自由の方の受け入れがあるわけですので、それについて考えていただけないものかなと思ひまして、私自身はちょっと合理性を欠いているかなと感じておりますので、そこの内容を教えていただければと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 鈴鹿市の肢体不自由のある児童・生徒を杉の子特別支援学校で受入れできないかという御質問について御答弁申し上げます。

鈴鹿市にあります杉の子特別支援学校は、昭和49年に、当時の国立療養所鈴鹿病院に入院する児童・生徒のために設置いたしました。

その後、県内全体で知的障がいのある児童・生徒が増加したことから、平成20年度から対象とする障がい種別に知的障がいを加え、鈴鹿・亀山地域の児童・生徒が通学する学校としました。

杉の子特別支援学校の施設は小規模でありますことから、近年の在籍する児童・生徒の増加に対応するため、学校施設全体で工夫して学ぶ環境を整えています。

一方、県立特別支援学校は、知的障がいや肢体不自由などの障がい種別ごとに、県全体のバランスを考慮して広域単位で学校を設置し、通学区域を定めています。その中で、鈴鹿市に在住する肢体不自由のある児童・生徒は、津市にある城山特別支援学校へ通学することとしております。

こうした中で、鈴鹿市に在住する肢体不自由のある児童・生徒のうち、障がいの状態や体調管理の面などから、城山特別支援学校への通学が困難な児童・生徒につきましては、鈴鹿市教育委員会を通じて状況を把握し、医師、

学識経験者等で構成する県の障害児就学指導委員会での審議を経て、受入れが可能な範囲ということではありますが、杉の子特別支援学校に入学いただいております。

県教育委員会といたしましては、引き続き鈴鹿市教育委員会とも連携し、一人ひとりの障がいの状態や通学の困難さなどについて丁寧に把握し、保護者の思いや児童・生徒の状況に応じた就学が可能となるよう個別に検討し、対応してまいります。

また、今後、鈴鹿市の肢体不自由のある児童・生徒の学びの場について、どのような方策が取っていけるのか検討を進めてまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後の質問でございますけれども、交通安全に関する特に横断歩道の塗り替えについて質問させていただきたいと思っております。

令和元年における都道府県別の交通事故発生状況、資料8を出していただきたいんですけども、（パネルを示す）これを見ていただきますと、右のほうの升ですね、人口10万人当たりというところを見てもらいますと、三重県は残念ながらワースト7位ということで、4.19人ということになっております。

決していい数字ではないんですけども、過去10年の年別推移というグラフで見たときに、下のグラフになりますが、平成21年を100として、負傷者、死者数等を見た場合に、令和元年度では、死者数が67ポイント、それから負傷者数が31ポイントということで、大幅な減少につながっているということでございます。

三重県内において、令和元年の交通事故発生件数は74件、交通事故死者数は75人ということでございます。三重県警察が設置されたのが昭和29年でございまして、昭和29年以降で最も少ない数字になりました。ですから、65年かけて最も少ない数字を出したということは、やはり三重県の施策であったり、三重県警察の施策であったり、これがきちっと当たっているんだと思

ます。そういうことで、県民を代表してといいますか、深く感謝を申し上げたいと思います。

ちなみに、昭和29年というのは東京オリンピックの10年前です。さきの東京オリンピックですね、これの10年前、私が生まれた年ということになる。田中祐治議員、野村保夫議員も同じでございますけれども、だから何やということですけど、それは忘れていただいて、何かの縁は感じるということで三重県警察と縁が深いのかなと感じながら、気を取り直して質問させていただきます。

資料9を見ていただきたいと思いますがね。（パネルを示す）これは事故発生の箇所と年齢層別ということで、人身事故の約45%、死亡事故の約49%は交差点や交差点付近で起こっているということが言えます。こういったことが分かっておりますし、年代別で見ても、やっぱり70代、60代が多いということで、高齢者に事故が多いというのが言えるんだろうと思います。

最後のグラフを出していただければと思います。（パネルを示す）これは交通安全施設整備事業にどれだけお金を使っているかということでございます。

三重県のここ数年の予算を出しておりますけれども、平成24年度と平成29年度がぶっと上がっている。これは、固定的にやらないかんことがありまして、ここの部分はどうしても5年に1回お金が上がるということで、これは全くこういう安全施設とは別の予算に使われるということですから、その分を引きますと若干下がってくるわけですがけれども、ただ、そう言っても、ここ3年ぐらいの数値と、それからさっきの3年ぐらいの数値で明らかに2億円ぐらい違いますよね。

ということで、ここ3年ぐらいはぐっと予算を上げていただいたということから、これは皆さんの市町でもお分かりだと思いますけれども、いろんなところで小さいところも含めて、よく横断歩道の塗り替えが頻繁にやられていると感じていただいているかと思います。

まして、昨年5月に滋賀県大津市で発生しました保育園児の列に車が突っ

込んで園児16人が死傷した、痛ましい事故がございました。この後、三重県内の全ての交差点について緊急見直しがされたわけですがけれども、そのときに補正予算2億円をプラスして、さらに大道のはざまの横断歩道の新設、また従来からあった歩道の引き直し等をやっていただいております。

こういったことで、交通安全整備という意味では、かなり充実した、目をみはるものがあるんじゃないかなと感じております。ここについても先ほどと同様に、三重県警察についてはもう、ありがとうございますということで、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、現状を見たときに、まだまだ消えている横断歩道というのは決してなくなっているわけじゃないんですよ。だから、今の状態で本当にいいのかと言われると、うーんと感じる部分がございます。そういった中で、本当に今、安全というのは確保されていますかといったことがございます。

もう一つ違う例を出しますと、信号機のない横断歩道、ここで渡る人がいる場合、要は人が待っている場合に、車両停止率がどうなっているかというのをしております。

これを都道府県別に調査した結果、1位は、長野県が58.6%、要は10人のうち6人が止まるということですね。6割の方が止まる。じゃ、三重県はといたしますと、残念ながらワースト3位でございました。同率でワースト3位ですがけれども、1、2、3位はあんまり変わりません。大体1.4%ですけど、1人、100人に1人ぐらいしか止まらないということになっております。

こういったことで、これは罰金というか違反がありまして、普通車であれば9000円の罰金、それから、違反点は2点でございます。

ワースト1位の栃木県民にアンケートされたそうですね、何で止まらんですかと聞いたら、車はほとんど止まらないですとはっきり言うそうです。危ないので、渡る人は様子を見ながら恐る恐る渡ると。子どもの頃からそういう感じだったので気づかなかったですという、こういう感性。ある人は、もう横断歩道というのはぱっと飛ばしていく。スピードを緩めないということで、かえって加速する。

これで、年度の予算が本当にこれでいいのかというところも含めて、御答弁いただければと思います。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 横断歩道についてのお尋ねでございます。

まず、横断歩道は県内に1万7690本ございまして、塗って、8年ぐらいたつと、著しくすり減りますから、8で割ると、年平均で2200本分塗り直さないといけない。ただ、近年、予算がちょっと低くなった時期がございますので、その分だけすり減った箇所が多くなっているということでございます。

単純に計算いたしますと、毎年2200本分プラスの過去の借金分で900本、合わせて3100本の予算を、毎年、向こう8年にわたり確保すれば、おおむね問題が解消されるというものでございます。

当県では、御指摘のとおり、横断歩行者の重大事故が多く、また、そうした中で、横断歩道で止まらない車が多いことが大きな問題となっており、それは正しく認識しておるつもりでございます。

また、すり減ったものを放置していいかという問題ですけれども、我が国の交通規制は標識標示主義によっておりますので、著しくすり減った横断歩道を放置すれば、公安委員会の意思決定が廃止されていなくても、一時停止義務を課す規制の効力が失われて、仮にそこで違反取締りが行われれば、それは無効かつ違法となります。

こうしたことから、やはり今後とも、すり減った横断歩道の塗り替えには力を入れてまいりますし、また、横断歩道の整備と横断歩行者妨害の取締りの強化というのは、パッケージで進めるべきものと考えております。

私は昭和45年生まれでして、ちょうど交通戦争と呼ばれて、我が国の交通事故死者数が最も多い年でありました。そういうことを正しく胸に秘めて、しっかりやってまいりたいと思っております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） すみません、時間の配分を間違えまして、大変申し訳ありませんでした。今後ともよろしく願いいたします。

もう本当に一生懸命やっておられるのは分かりますので、今後とも応援してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。5番 石垣智矢議員。

〔5番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○5番（石垣智矢） 皆様、こんにちは。自由民主党県議団、いなべ市・員弁郡選出の石垣智矢でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、現在、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るっております。三重県では45人の感染者が確認され、そのうち1名の方がお亡くなりになりました。5月末には患者の皆様が全て退院されましたが、亡くなられた方には改めて哀悼の意を表するとともに、感染された皆様にお見舞い申し上げます。

また、医療従事者の皆様をはじめ、生活や社会基盤をお支えいただいている関係者の皆様、そして、感染拡大防止に取り組んでいただいている全ての県民の皆様に、改めて感謝申し上げます。

まだまだ気を緩めることはできません。感染しない、させない、この行動を共に頑張っていきましょう。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた観光業の立て直しについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、全世界に猛威を振るうパンデミックとして瞬く間に国内でも感染が広がり、気がつけば史上初の全都道府県を対象とした緊急事態宣言が出されるまでの混乱を招いております。

本県での感染者数は、先ほど申したように45名ではありますが、4月24日の45例目以降は感染者ゼロという記録を続けております。これからは、“命”と“経済”の両立を目指すみえモデルを基に、県民の命と健康を守りつつ、あらゆる業種の事業を継続的に支えていかなければなりません。

その中でも、本県の観光産業は、宿泊業や飲食業のみならず、運輸業、製造業、そして農林水産業など幅広い分野から成る産業であり、本県経済を牽引する産業の中核を担っていると言っても過言ではございません。その観光産業が、今、苦境に立たされております。

観光業に携わる事業者の多い伊勢志摩地域の4市町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町では、新型コロナウイルス感染症による3月から5月の観光消費額の損失は、約438億円とされ、先週6月5日は、この4市町長から県宛てに県内の観光促進に関する要望書が提出されております。

本年度よりスタートしたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画や、三重県観光振興基本計画の中では、世界から選ばれる三重の観光と題して、海外旅行者をターゲットとしたインバウンド施策が主体となっているようにお見受けします。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する現段階において、海外旅行者ではなく、国内もしくは県内旅行者をターゲットにした新たな観光業の活性化を図っていかねばならないと考えます。

そこで、この新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた観光

業の立て直しを、今までのインバウンド施策ではなく、国内や県内旅行者を対象とした中長期的な対策、これをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光業の立て直しについて、感染拡大防止対策を行いながら、県内、国内向けの観光誘客についてどのように進めていくかについてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の観光関連産業は長期にわたり休業や営業縮小が続き、多くの事業者が苦境に立たされている状況となっています。

そのような中で観光関連事業者からは、利用者の安全・安心に努めたい、新型コロナウイルス感染症対策の見える化に取り組むべきなど、まずは安全・安心の確保にしっかり取り組む必要性を訴える声をいただいております。

県内観光産業を再生するためには、三重県の観光地が安全・安心であることが大前提であるため、「県内観光事業者向けガイドラインの手引き～安全安心な観光の実現に向けて～」を作成し、5月29日に公表いたしました。

観光誘客につきましては、もちろんインバウンドも大切ですが、三重県は特に国内からお客様は多く来ていただいています。国内のお客様に向けて三重県に来ていただくよう、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

まずは県内、そしてさらには近隣県、国内へと段階的に進めていきたいと思っております。まずは、バスを活用した県民向けへの県内周遊旅行商品を造成する県内バス事業者や旅行業者を支援し、県内での人の移動を回復させます。

この事業の実施に当たっては、安全・安心な感染症拡大防止対策を徹底していること、県民の皆さんが三重の魅力を再発見する内容であることを支援の条件としており、三重県が安全・安全な観光地であることをPRするとともに、より県内周遊を促し、県内の観光消費につなげていきたいと考えてお

ります。

また、近隣県からの誘客につきましては、5月31日に開催されました東海三県知事会議において、観光再活性化に向けて連携して取り組んでいくことを合意いたしました。今後、愛知県、岐阜県と連携し、高速道路を活用したドライブプランやスタンプラリーなどの観光周遊の仕組みを検討していきます。

さらに、感染状況を見つつ、国のGo To Travelキャンペーンに合わせ、三重県独自の宿泊割引を付加する事業や、大規模観光キャンペーンをオール三重で実施することで、本県への誘客にしっかりつなげていきたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。

まずは段階的に進めていくということです。もちろん県内、そして近隣県、段階的に国内へと目を向けた形で行っていくというお話でもありました。ドライブプランであったりですし、Go Toキャンペーン事業といったような形で、近隣の方々とも非常に手を取り合いながら進めていくという形だったと思います。

もちろん安全・安心ということ、これが大前提のお話でございますので、ぜひともそこは積極的に安全である、安心であるということもPRもしていただいて、進めていただきたいなと思います。

宿泊業であったりだとか観光業って、いろんなところの業種の皆様から成り立っている産業だと思っておりますけれども、観光客の受入れという部分で考えると、先ほど答弁にもありましたが、やはり観光バスを使った旅行客の集客というのは非常に大事だなと思っております。

旅行客を受け入れる上で、観光バスとタクシーとレンタカーという観光に関わる交通事業所の存在というのは非常に重要だと思っております。

本県の観光の魅力というのは、北から南まで海や山の豊富な自然に恵まれているということと、各地で独自の文化を育んできたという非常に各地域に

歴史的文化的価値が点在している、これがまさしく三重県の魅力であると私は感じておりますので、車の移動を主体とする三重県において、交通事業所の存在というのは非常に重要不可欠であると思っております。

ですので、県内のバス会社のツアー補助なんか6月の補正で出ておりますけれども、タクシーやレンタカーといった、併せて観光に係る交通事業所への支援や対応、改めて今の考えをお聞かせ願います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） バス、タクシー、レンタカーについてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症収束後の旅行スタイルとして、家族や友人といった小グループでの旅がより活発になると見込まれています。そのため、少人数での旅行者をターゲットに、鉄道事業者等と連携し三重県内にお客様を呼び込み、目的の観光地へ向かうための交通手段としてバスやタクシー、レンタカーの利用促進につなげていくことを検討してまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 今後、具体的な話が出てくると考えてもよろしいのでしょうか。よろしいですかね。うなずいていただいているので、ぜひ交通事業所の皆様のところの対応というところを、今後、具体的にお話があると私は理解した上で次に行きたいと思っておりますけれども、そういう解釈で進めさせてもらいます。ぜひよろしくお願いいたします。

観光バスやタクシー利用、レンタカーの方々からいろいろとお話を聞いた上で、やはり県独自の宿泊予約延期協力金の部分で宿泊の予約者が延期になったことによって、おのずと末端にいるレンタカーの予約であったり、タクシーの予約も全部キャンセルになっている、こういう話を切実にお話していただく方もいらっしゃいましたので、ぜひその方々に耳も傾けていただきながら、ぜひ今後の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私、知事のブログやSNSを毎日拝見させていただいております、その中で知事が6月5日付のブログ、SNSで、県民を対象とした宿泊クーポン

券や体験施設で使えるクーポン券、こういうものを実施していきたいんだ、そういうお考えを述べられておりました。

先ほどの答弁の中でも、宿泊に対するキャンペーンを行っていくという話を言われていたので、まさしくこの部分なのかなという感じで聞いておったんですけれども、正直、これ、私個人的にはぜひやっていただきたいと思っているんですね。

県内の魅力を、県民の皆さんが再確認していただいて、県民の皆さんから発信していただく仕組みというのは非常に重要だと思いますので、知事、このあたりのお考え、ぜひ思いを聞かせていただきたいなと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩地域の4市町長がお越しいただいたときに私が申し述べた件だと思いますけれども、今、我々がやっていきたいと考えている宿泊クーポンや体験施設で使えるクーポンは、先ほど河口局長から説明した、県内バス旅行の事業とは別でやりたいと考えています。

これはちゃんと庁内で検討した上で、いずれ議会にお諮りしていくという内容になってくるとは思いますが、そういう形で、つい最近も、例えば星野リゾートの星野さんのインタビューを読んでも、1時間圏内で来られる人たち向けのマイクロツーリズムがはやってくるだろうという話もありましたので、そういう宿泊自体のクーポンに加え、地域でお金を落としてもらうための体験施設でのクーポン、そういうものなども検討した上で、県内の観光の再活性化を図っていきたくて考えています。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ありがとうございます。

もうまさしく様々な課題であったり、アイデアを駆使して様々な行い方があると思っております。まさしくこれが短期ではなくて、いかに長期的に支援をできるかということと、それこそ三重県全体が、盛り上がっていけるようなそういう形をぜひとも今後も検討していただいて、進めていただきたいなと思っております。

先ほどから私も申しておりますように、まずは観光業を盛り上げていく上で、やはり新型コロナウイルス感染症の安全と安心という部分は欠かしてはならない部分でありますので、引き続きこのあたりしっかりと課題解決に取り組んでいただきながら、三重の誇れる観光業の立て直し、どうか進めていただきますようによろしくお願い申し上げます。

それでは、次に2点目に移らせていただきます。

2点目は、CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）対策について質問いたします。

私は環境生活農林水産常任委員会の副委員長という立場ではありますが、執行部の方々や養豚農家の皆さん、そして県民の皆さんといま一度、この問題に対して危機感の共有をぜひさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

平成30年9月に国内の養豚農場で26年ぶりにCSFが確認されて以降、県内では令和元年7月24日に県内の養豚農場で確認されました。

ワクチン接種により、農場内でいつ感染が起こるか分からないという不安な状況からは解放されましたが、野生イノシシの感染状況を見ると、今年3月には鈴鹿市、亀山市、伊賀市の各市内で、4月には津市と名張市の両市内でもCSF感染が確認されており、まだまだ終息には至っておりません。また、現在、世界中で猛威を振るう、ASF、アフリカ豚熱が日本に押し寄せてまいります。

ASFとは、アフリカで確認されたイノシシ科の感染症で、感染家畜の致死率はほぼ100%、CSFとは違いワクチンが存在しないという非常に恐ろしい病気です。なお、CSF及びASFウイルスは、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはございません。

こちらの資料を御覧いただきたいと思っております。まず一つ目の資料です。（パネルを示す）こちらは、農林水産省が発表する6月2日時点のアジアにおけるASFの発生状況です。色が濃く塗られた部分、色がついた部分が発生のあった国ですが、ほとんど色がついている状況です。

アジア初のASF発生国は、2018年に中国の農場、次にモンゴル、ベトナム、カンボジアと次々に発生が確認されて、最近では2019年9月に韓国で、2020年1月にはインドでも感染が確認されております。次々に感染が広がっている、こういう状況がこの地図からもうかがえると思います。

アフリカ諸国、またヨーロッパでも次々に感染が広がっており、日本ではまだASFの発生は確認されておられません。しかしながら、海外からの入り口となる空港内の検疫所では、発生国から旅客が持ち込んだ豚肉製品からASFの陽性反応が確認されております。

次は、二つ目の資料をぜひ御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）

こちらは、令和2年2月の時点の空港内検疫所におけるASF検査陽性例です。これ、ほんの一部を挙げさせていただきました。ここに挙げさせていただいたものは全て中部国際空港で見つかったものだけを挙げておりますが、全国各地の空港内の検疫所で様々な陽性反応を示す豚肉製品が出てきております。全部で88例が、もう既に国内の空港の検疫所で見つかっているということで、もう本当にすぐそこまで来ているんです。待たなしの状況であるということは、もう言うまでもなく、皆様気づいていただけたらと思っております。

国においては、空港や港などの検疫強化に取り組むとともに、本年2月と4月に家畜伝染病予防法を改正し、予防的殺処分を可能とするほか、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充などが行われました。

つまり、農家の方々が守るべき豚の管理基準がとにかく厳しくなったということと、あと、万が一、ASFの感染が国内で見つければ、野生イノシシが見つかったとしても、国がそのイノシシが見つかった近くの農場の飼養豚を予防的に殺処分ができてしまうという、すなわち非常に厳しい法改正ではあるんですが、それほどまでに有効な対策が講じられないというのが、ASFに対する危機感の表れだと思っております。ですので、法改正によって養豚農家に今後もより一層寄り添った対応が必要だと思っておりますが、知事にお伺いしたいと思います。

すみません、前置きが長くなりましたが、CSFやASFの感染拡大防止に向けて、家畜伝染病予防法の改正も踏まえ、県内の養豚農家に寄り添いながらどのように県として今後対応していくのか、お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） CSFやASFの感染拡大防止に向けて、家畜伝染病予防法の改正など、県内養豚農家に寄り添ったサポートをどう進めていくかということについて答弁いたします。

本県におけるこれまでのCSF対策については、国への再三にわたる要望の結果、また、県議会でも意見書を出していただきましたこともあり、昨年10月、養豚農家の念願であった飼養豚へのワクチン接種が実現したほか、県独自の補助制度を創設し、野生動物の侵入防止柵の整備を進めるなど、県内農場で二度とCSFを発生させないという強い思いを持って取組を進めてまいりました。

また、甚大な被害を受けた発生農家に対しては、迅速な経営再建に向け、私自身も現地に赴くなど、要望を丁寧にお聞き取りしながら、きめ細かに支援を行ってまいりました。

さらに、感染源の一つと考えられる野生イノシシ対策では、猟友会や市町と連携し、CSFウイルスの感染を防止するため、経口ワクチンの散布とその効果の検証を進めるとともに、農場及び里山周辺での生息数を減らすための捕獲の強化を精力的に推進してまいりました。

これまでのところ、県内養豚農場での新たなCSFの発生はありませんが、野生イノシシのCSF感染確認エリアについては、県北部から中勢エリアまで広がってきています。

また、アジア地域では、ワクチンのないASFの発生が急速に拡大するなどさらなる脅威が迫りつつあり、農場を守る対策がより一層重要になってきていると認識しています。

本件は国家的課題でもあることから、6月4日に行われた全国知事会においても、CSF、ASF対策については、引き続き、国家レベルの危機管理

事案として、家畜伝染病予防法改正を踏まえた農家等が行う飼養衛生管理の高度化への支援や、ASFの国内侵入を防止するための水際対策の強化、徹底など、必要な措置を国に求めることを決定したところで。

県としましても、CSF、ASF対策をより一層強力に進めるため、本年4月から改めて農林水産部にCSF対策プロジェクトチームを発足させました。

また、家畜伝染病予防法で、家畜の所有者に対して新たに義務づけられる飼養衛生管理マニュアルの作成や、野生動物、野鳥等の侵入防止措置などに適切に対応するため、地域ごとに家畜防疫推進チームを新たに立ち上げ、養豚農場それぞれの状況に合わせた飼養衛生管理の強化をきめ細かに支援しているところであります。

今後は、感染確認エリアが拡大している野生イノシシ対策を加速化させるため、散布箇所数を前回散布時の倍程度に増加した上で、6月中旬以降、順次、経口ワクチンの効果的な散布を進めるとともに、関係者が一丸となって引き続き県内全域での年間を通じた捕獲の強化に取り組めます。

また、地域ごとの防疫推進チームを中心に、専門的な見地から飼養衛生管理マニュアルの作成や必要な施設整備などについて、養豚農家に寄り添ったきめ細かな支援、指導を行うなど、CSFやASFの感染拡大防止に向けて、気を緩めることなく緊張感を持って取組を進めてまいります。

また、数か月後には、いなべ市内の発生農家が生産を開始した豚の出荷も見込まれることから、販売拡大などに向けても積極的に取り組んでまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

県として、今後も対策チームを各地域につくって、養豚農家に寄り添った形でしっかりと対応していく、そういう答弁であったと思いますし、今後、県としてもCSF対策プロジェクトチームを中心に危機感を持ってやっていくんだ、知事の熱い思いも確認させていただいて、本当にありがたい答弁だ

と思っております。CSFとASF、双方のウイルス対策についても、今まで以上に危機感と我々の積極的な行動をお願いしたいと思います。

細かな内容につきましては、今後、常任委員会の中で議論もさせていただきたいと思っておりますので、ここで再質問させていただくことは控えていただきますけれども、感染拡大防止対策、野生イノシシ対策など、全力で今後でも取り組んでいただくことをお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に、3点目、男性の育児参画について御質問させていただきます。

近年では、男性の育児参画の重要性が非常に話題となっており注目を集めております。小泉進次郎環境大臣も育休を12日間分取得されたことも非常に大きな話題となりましたけれども、政府は子どもが生まれた男性の国家公務員に1か月以上の育児休暇の取得を促す制度を2020年度、本年度からスタートさせるという方針が決定されました。

また、厚生労働省が発表します21世紀成年者縦断調査では、男性の家事、育児参加時間が長いと第2子以降の出生割合が増えるという、そのような調査結果も出ております。

男性の育児参画が注目を集める中で、我が三重県においては、鈴木知事を先頭に男性の育児参画に積極的に取り組み、平成30年度の都道府県別の男性職員の育児休業取得率8.1%ということで、全国1位の結果となっております。この結果からも、まさしく三重県は男性の育児参画先進県であると思っております。

しかしながら、まだまだ民間企業のほうには浸透していない、そのような声も聞こえてきますし、育休を取っても、家事や育児を行わないという、取るだけ育休という問題や言葉というのが出てきているのも、まさしく課題であり問題だと思っております。制度はあっても、なかなか男性が家事や育児を行うという行動にまでは至っていないというのが、今の日本の現状であると思っております。

知事は自ら育児休暇を取得されて、男性の育児や家事が当たり前の、その

ような世の中をつくっていくんだという強い決意も今まで述べられておりますが、そこで、中長期的な観点の下で、制度ではなく風土をつくるための男性の育児参画、どのように県として進めていかれるのかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 男性の育児参画を進めるための風土づくりについて、答弁させていただきます。

まずは、石垣議員におかれましては、もうすぐパパになられるということと心よりお祝いを申し上げますし、母子共に健康で御出産されることを心から祈念する次第ですし、男性の育児参画について先ほど熱く述べていただきましたので、率先垂範していただくことを期待したいと思います。さて、答弁したいと思います。

男性の育児参画が進むためには、個人において男性の育児参画が大切であるという個人の意識自体が広まるとともに、育児休業をはじめとした制度の充実や、企業や団体における男性の育児を応援する風土づくりが重要です。ですので、意識、制度、風土、これの3点セットが大事であると考えています。

そこで、まず個人の意識の変化に向けて、平成26年度にみえの育児男子プロジェクトを立ち上げ、私が自ら企業を訪問し、子育て中の男性従業員との意見交換を行う育児男子トークや、積極的に育児を行う男性を表彰するファザー・オブ・ザ・イヤー in みえなど、子育ての楽しさや男性の育児参画の重要性を啓発する取組を進めてまいりました。結果、全国平均を下回っていた夫の育児時間が平成28年には10位にまで上昇するなど、男性自身の育児に対する意識は変化しつつあります。

また、制度の充実に向けては、私自身、平成24年度の内閣府少子化危機管理タスクフォース委員をはじめ、現在は全国知事会地方創生対策本部長として、国に対して地方の声をしっかりと伝え、育児休業給付金の引上げなどにつなげてまいりました。

企業や団体における風土づくりにつきましても、平成28年度にみえのイクボス同盟を設立し、従業員の育児と仕事の両立を応援するイクボスの普及を図るとともに、令和元年度には自治体の首長として初の男性育休100%宣言を行うなど、男性の育児を応援する機運醸成を図ってまいりました。

結果、みえのイクボス同盟加盟数は現在700を超えて全国1位となり、平成29年度のイクボス充実度アンケート調査においても、都道府県で第1位の評価をいただくなど、一定の風土づくりが進んでいます。

一方で、企業等における男性の育児休業取得率は令和元年度に7.6%まで上昇し、全国平均も上回りましたが、まだまだ男性の制度利用に対する意識づくりと、取りたいときに、必要なだけ取得できる職場風土づくりをさらに進める必要があります。

また、直近の状況として、新型コロナウイルス感染症に伴うテレワークやリモート会議の広がりなど、デジタルトランスフォーメーションによる新たな働き方の変化も踏まえて、男性の育児参画の促進に取り組む必要があると考えています。

今後も、男性の育児参画に向けた風土づくりを進めるために、個人に向けて様々な機会を通じた啓発を継続するとともに、企業や団体等に向けたイクボスの普及拡大のほか、県が取り組んできた職員の育児休業促進に係るノウハウや、活用できる支援制度に関する情報提供を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う働き方の変化に合わせた新たな取組として、育児経験のある男性と若い世代の男性が交流するウェブを活用したコミュニティーを構築し、若者の育児参画への意欲を高める取組のほか、男性の育児をサポートする企業への支援をみえモデルに位置づけて、着実に進めてまいります。

男性の育児参画の促進はこれぞという決まり手はなく、先ほど申し上げました、意識、制度、風土の3点について着実に白星を重ねていく必要があります。これからも私自身も先頭に立ち、社会の潮流を的確に捉えた取組を進め、男性の育児参画が当たり前となる風土づくりを図ってまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 知事、お祝いの言葉をいただきありがとうございます。知事には結婚のときにもお祝いの言葉をいただきましたので、本当に切っても切れない縁だと思っておりますけれども、私自身もしっかりと三重県の男性の育児参画の推進は自分自身が前に立ちながらやっていきたいなと思っておりますし、私自身の得意な家事は、食器の後片づけ、お風呂掃除、トイレ掃除、これは私の日課でありますので、そういう意味でも、育児もさせていただきながら、家事のほうも積極的に自分自身はさせていただきたいという思いであります。

知事の御説明からもあったように、三重の育児男子プロジェクトであったり、ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえで、非常に育児参画の重要性というのを今まで啓発されてきたということであります。今後も、再三言っただいてもらっていた、意識、制度、風土、ここの三つを整えていくんだということで、家庭と仕事を両立する風土づくりというのを進めていくということでした。ぜひとも、子育てというのは育児休暇や育児休業が終わってもずっと続きますので、あくまでも男性が家事や育児を継続的にやるというところを皆さんに意識づけをしていただく必要があると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、皆さんにちょっと見ていただきたい資料がございます。

三つ目のこちらの資料です。（パネルを示す）こちらは、三重県が県民を対象に行った男性の育児参画についてのアンケート結果であります。三つの横の棒グラフがありますけれども、高校生、大学生、そして県民となっている部分に関しては18歳から39歳の若者世代を対象としたアンケート結果であります。県民意識調査の回答結果でありますけれども、回答の中で注目していただきたいのが真ん中のオレンジの部分です、父親も母親と育児を分担して積極的に参加すべきだというアンケート結果が、高校生では64.2%、大学生では57.5%、18歳から39歳の県民の皆様も57.8%と、いずれも5割以上と非常に高い意識を持っていただいているというのがアンケートからも分かる

と思います。

男性の育児参画について、若い世代が非常に意識を持っていただいているというのは非常に重要なことでして、先ほど知事の答弁の中で、企業向けであったりとか、企業の方と連携したイベントというのが多く見受けられたような気がしております。

男性の育児参画を進める中で、風土づくりの上で企業の方々に御協力をいただくというのは非常に大事なことで重要なことでもあるんですけども、それと同時に、今後、中期的、長期的に育児参画を進めるのであれば、やはり高校生、大学生、若者世代の、今は子どもはいないんだけど、5年後、10年後にはお父さんになりますよ、お母さんになりますよ、そういう次の親世代、ネクスト親世代への意識啓発というのが非常に重要だと思っております。

ネクスト親世代への意識啓発というのは、まさしく今後の三重県を担う子たちなので、これはまさしく三重県の宝にもなりますし、ネクスト親世代への意識啓発、ここを重要視させていただいているんですけども、この世代への男性の家事や育児の意識づけ、三重県としてどう考えているのか、ぜひお伺いしたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 男性の育児参画における若い世代への対策について、お答え申し上げます。

議員から御紹介いただいたように、県が実施した調査では、高校生の6割が父親も積極的に育児に参加すべきと回答し、20代から30代も5割以上が同様の回答をするなど、若い世代では男性の育児参画に対する意識は高くなっています。

そのような考えを持つ若い世代が積極的に男性の育児参画を実践するためには、働き始める前に、パートナーと一緒に子育てをすることや、育児をしながら働くことなどについて、具体的にイメージできるように啓発する必要があると考えています。

このため、これまで高校生を対象とした、子育てと仕事の両立を含めたラ

イフデザインに関する出前トークや、大学生を対象とした夫婦で協力して育児を行う共働き家庭を訪問して、仕事と家庭の両立を体験するプログラムの実施に取り組んできました。また、大学生や企業の若手従業員を対象に、妊娠、出産に関する正しい知識の習得と、ライフデザインやキャリア形成に関する講座も開催してきました。

鉄は熱いうちに打てではないですが、若者の柔軟さと吸収力を信じて、引き続き、将来、親となる若い世代にライフデザインを考える機会を提供し、パートナーとともに育児を行うという機運醸成に取り組むとともに、育児をしている家庭との交流などを通じて様々な子育て家庭のロールモデルに触れる機会を創設し、若い世代の育児に関する高い意識が親となる将来まで維持されていくよう、啓発してまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ぜひネクスト親世代への意識啓発をお願いしたいと思います。

国の調査では、育児休暇を長期で取得する方はもともと家事をやっている方であったり、育児にもともと関心を持っていた方が多いという結果も出ておりますので、まさしく子どもを持つ前のネクスト親世代への働きかけって非常に重要だ、有効だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど知事の答弁の中でも、育児男子トークであったり、知事と育児をするお父さんと対談するというか、お話する機会も今まで過去にもたくさんしてきたんだというお話だったんですけども、まさしく、今、ネクスト親世代と知事が男性の育児参画について、育児や家事という部分の意識づけという意味で、このテーマで知事トークをしていただきたいなと思うんですけども、ぜひお考えを伺いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今、石垣議員からありましたネクスト親世代、あるいはそういうこれから子育てに携わっていくような世代の皆さんとのトークや、機運醸成、大変重要だと思っています。

実は、この前の日曜日にも、四日市港、ゆめくじらに子どもを連れていってまいりましたけれども、お父さんたちがたくさん子どもを連れてきている様子を見て、こういうのがもっともっと広がればいいなと改めて思った次第であります。

そういう意味で、そういう芽を、裾野を広げていくという観点から、ネクスト親世代とのトークということについても、これまでの企業の管理職の皆さんとかとのトークとは別に、そういうことを設けていくことについて前向きに検討していきたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。やはり育児や家事というものを、意識の中から自分が我が事として実感していただくというのは、まさしくこれは育児を体験している方であったり、家事をやっている方であったり、体験者の言葉というのが非常に重要だと思っておりますので、ぜひとも前向きによりしくお願いいたします。

男性の育児参画は、単に育児休暇を取るということが目的ではなくて、男性が当たり前のように家事や育児をする、そのような世の中をつくり上げるということが最大の目的であると思っております。

男性の育児参画が進めば、女性活躍の推進、また、少子化問題解決への糸口にもなる。まさしく男性の育児参画は、三重県が先進県として今後も様々な角度から育児参画への風土づくりをぜひ進めていただきたいと、私からも思いを込めて発言させていただいて、次の質問に移らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、4点目の質問に参ります。

4点目は、令和8年度、全面供用開始予定となった東海環状自動車道について質問させていただきます。

東海環状自動車道の質問に関しては、過去の一般質問、代表質問等でも、日沖正信議長をはじめ様々な議員が質問されております。また、水谷隆元県議会議員も何度もこの課題に対して質問されておりました。しっかりと皆様

方の思いを引き継ぎながら、本日は質問させていただきたいと思います。

本年3月16日、我々が待ち続けていた東海環状自動車道北勢インターチェンジ（仮称）であります。北勢インターチェンジ（仮称）から養老インターチェンジ間、約18キロメートルが令和8年度に供用開始予定となりました。これにより、東海環状自動車道は、令和6年度開通予定の大安インターチェンジから北勢インターチェンジ（仮称）を含め、総延長約160キロメートルがようやく全面開通する運びとなっております。

このような結果に至るまでに、知事をはじめ執行部の皆様の熱意、また、いなべ市、大手6企業の皆様からの要望、この部分も非常に大きかったと感じております。そして、県北勢地域の各自治体の皆様、地域の皆様、関連する地域企業、事業所の皆様、協議会や同盟会などの皆様など、全ての関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

ようやくスタートラインが見えてまいりました。開通してから10年以上が経過した東回り区間では、新たな企業立地や雇用の促進、沿線地域の観光入り込み客数の増加など、様々なストック効果が確認をされております。全線開通となれば、西回りも同様の、そしてそれ以上の効果が出るのが考えられます。

また、東員インターチェンジ、大安インターチェンジ、北勢インターチェンジ（仮称）の各インターチェンジにつながるアクセス道路の整備促進、こちらもさらなる企業の進出、新たな設備投資など、ストック効果をさらに倍増させる、そのような予測もされております。三菱UFJリサーチによれば、東海環状自動車道全線開通による経済効果は、50年間で約27兆円になるとも示されております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、国直轄の公共事業が一時中止、もしくは工期延期などの対応が増加傾向にある、そのような声も聞いております。

そこで、新型コロナウイルス感染症による工事への影響と、令和8年度供用開始予定となった東海環状自動車道、どのように国に働きかけながら、一

日も早い全線開通に結びつけるのか、ぜひともお考えを伺いたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 東海環状自動車道の整備状況と、アクセス道路の整備状況についてお答えいたします。

東海環状自動車道は、国土交通省と中日本高速道路株式会社で事業を進めており、三重県区間につきましては、新四日市ジャンクションから大安インターチェンジ間が平成31年3月までに開通しております。

また、本年3月までに、大安インターチェンジから北勢インターチェンジ（仮称）間の開通予定が令和6年度、北勢インターチェンジ（仮称）から岐阜県内の養老インターチェンジ間の開通予定が令和8年度と公表され、東海環状自動車道全区間の開通見通しが明らかになりました。繰り返しになりますが、令和8年度には東海環状自動車道全線開通の見通しでございます。

新型コロナウイルス感染症による工事への影響につきましては、現在、三重県区間で進められている約20件の工事がございますが、一時中止や工程の遅れ等はなく、予定どおり進捗が図られていると聞いております。感染対策を講じながら建設現場を支えていただいている建設業をはじめとする方々に、感謝を申し上げたいと思っております。

東海環状自動車道の整備によりまして、移動時間の短縮や定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等が図られ、ものづくり中部の一翼を担う北勢地域のさらなる発展が期待されております。

県におきましては、早期の全線開通に向け、昨年の夏に東京で建設促進期成同盟会による促進大会を開催するとともに要望活動を実施し、また、秋には、沿線市町や地元企業等と合同で国等に対し要望活動を実施しました。

引き続き、関係市町や地元で操業する企業等と連携して、一日も早い全線開通に向け、あらゆる機会を捉え国等に強く働きかけをしてまいります。

続きまして、東海環状自動車道へのアクセス道路の整備につきましては、大安インターチェンジ関連につきましては国道365号と国道421号、北勢イン

ターチェンジ（仮称）関連につきましては県道北勢多度線がございます。

大安インターチェンジへのアクセス道路につきましては、4車線化とバイパス整備に取り組んでおります。今年度は、4車線化工事や員弁川を渡る橋梁工事などを実施するとともに、バイパス区間の用地取得を進めてまいります。引き続き、令和6年度の開通に合わせた供用を目指し、整備を進めてまいります。北勢インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路につきましては、県道北勢多度線の4車線化に取り組んでおりまして、今年度中の供用開始を目指して整備を進めてまいります。

東海環状自動車道の整備効果を最大限に発揮するためには、アクセス道路の整備も重要であり、県としては、引き続き着実な整備に努めてまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。新型コロナウイルス感染症による工事への影響はないということでしたので、非常に安心しております。

西回り区間においては、まさしく自動車の関連産業であったり、精密機械産業などが立地する非常に中部圏の屈指の地域であると思っておりますので、やはり東回り区間と同様に効果が期待されるということで、ぜひともこの一日も早い供用開始に努めていただきたいと思いますし、また、アクセス道路、場所も銘々言うていただきましたけれども、大安インターチェンジにアクセスする道路に関しては、令和6年度の開通に合わせて、今、進めていると、そして、北勢インターチェンジ（仮称）に関する県道北勢多度線に関しては今年度中の供用開始、4車線化に取り組んでいくと、そういう答弁でありましたので、ぜひとも、今、地域の方々からは非常に新型コロナウイルス感染症で大丈夫なのというお声が出てきておりますので、何とか予定どおり、そして予定よりも一日でも早い取組をお願いしたいと思います。

そして、東海環状自動車道が全面開通すると、しかもそれが令和8年度に。もう時期も明確に予定されました。つまりは、令和8年度から三重県の人の流れも、そして物流も非常に大きく変わってくる節目の年がある年であると思っております。まさしく本県の経済発展をさらに躍進させるチャンスの時

期である。そう考えますと、三重県として2026年以降の東海環状自動車道を軸に据えた経済発展、ここを長期的なプランとして考えていく必要があるんじゃないのかなと思っておりますけれども、2026年以降、令和8年度以降の東海環状自動車道を軸に据えた経済発展、今後、三重県としてどのように取り組んでいくのか、ぜひそのあたりお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長事務取扱登壇〕

○雇用経済部長事務取扱（廣田恵子） 令和8年度以降の東海環状自動車道の開通を見据えて、三重県の産業振興についてはどのように取り組んでいくのかということについての御質問でございます。

高速交通ネットワークの拡大は、企業活動の向上はもとより、物流の効率化による生産性の向上、アクセス向上による人的交流の活発化による観光客の増加など、様々な波及効果が期待されます。これまでも、東海環状自動車道の整備に伴い、インターチェンジ近隣に沿線市町の工業団地の整備が進み、新たに企業が立地するなど、雇用とにぎわいが創出されているところで

す。東海環状自動車道の開通により、例えば、岐阜県大垣市から四日市市まで、現在100分かかっているところが50分から55分程度に短縮される見込みでございます。これにより、四日市港を利用する周辺地区からの物流の効率化や、愛知県や岐阜県、滋賀県に立地する企業の利用がさらに進み、四日市港の貨物取扱量の増加も見込まれるところでございます。このような、機能強化に向けた四日市港の整備の進展も期待されているところでございます。

東海環状自動車道の開通や四日市港の整備など企業の操業環境の充実に伴い、輸送用機械、電子デバイス、石油・化学などのものづくり産業が集積している北勢地域の特性を生かして、さらなるものづくり産業の集積や中京圏におけるサプライチェーンの強化を進めてまいります。

また、2027年にはリニア中央新幹線の品川、名古屋間の開業も予定されており、これらのアクセス整備が進むことにより、物流の効率化による県内企業の生産性向上、通勤圏が拡大することによる人材確保、さらにはアジアを

はじめとする世界の人や物との交流の活発化が期待されます。

今後とも、高速道路網の整備に伴う中京圏や関西圏からのアクセス向上と、リニア開業によるスーパー・メガリージョン形成のインパクトを最大限に生かせるよう、企業の本社機能やサテライト機能の誘致など、国内外の企業による県内への投資を積極的に働きかけるとともに、2025年に開催される日本国際博覧会や2033年の第63回神宮式年遷宮などを見据えた観光誘客など、チャンスを生かした取組を進めていきたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。

東海環状自動車道は、まさしく愛知県、岐阜県、また滋賀県もそうですし、関西圏とも全ての県を結び、なおかつ新東名高速道路や新名神高速道路など広域的なネットワークを形成する高規格幹線道路でもありますので、ぜひ人と物が行き交うまさしくその中心に三重県を据えて、今後も経済発展のために、ぜひ御尽力いただきたいなと思っております。

東海環状自動車道が全面開通するという予定に至ったところも、本当にたくさんの皆様方の御支援と御尽力をいただいたたまものであると思っております。しかしながら、まさしくここからがスタート、言ってしまうえばスタートラインにはまだ立っていない状況であると思います。令和8年度が、改めて新しいスタートの時期でございますので、どうか共に三重県の経済発展のためにも、東海環状自動車道をしっかりと利用した経済発展に努めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

少し早い時間になってしまいましたけれども、最後にまとめの部分で、本当は私自身の、お腹の中の子どもの話をさせていただこうという準備をしておりましたが、知事に先に言われてしまいましたので、本日は新型コロナウイルス感染症が渦巻く中ではありますが、4項目について質問させていただきました。

3点目に質問させていただいた男性の育児参画ですけれども、知事からお祝いの言葉をいただいたとおり、私は2か月後の8月2日が第1子の出産予

定日ということになっております。今、順調過ぎて子どもの大きさが、300グラム、400グラムぐらい大きいということなので、ちょっと出産が前倒しになってくるんじゃないかというお話ではあるんですけども、8月2日が出産予定日であります。妻と、この時代を選んでくれた、そして我々の元に来てくれたお腹の子どもには、出てきたときにはありがとうという一言をかけてやりたいなと思っております。

次世代を担う子どもたちのためにも、新型コロナウイルス感染症はもちろんですけれども、本日述べさせていただいた4項目、そして、様々な諸課題に対しての課題解決に向けてこれからも御尽力いただくことを切にお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。49番 館 直人議員。

〔49番 館 直人議員登壇・拍手〕

○49番（館 直人） 失礼いたします。三重郡選挙区より選出をいただいております、会派、草莽に所属しております館直人でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告にのっとり質問させていただきます。

こうと思いますけど、その前に、私からも改めまして新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆様方に哀悼の意を表させていただきますとともに、感染された方々に心からのお見舞いを申し上げますところでございます。

本県の場合、4月24日でしたか、それを最後に、昨日まで新たな感染者の方は確認がなされていない、46日間が経過した、1か月半経過したところがあります。第1波は我が県においては落ち着いてきたのかなど、このような声も聞くことでありますけれども、いやいや、感染症の専門家の方々には、秋から冬にかけて第2波、第3波、絶対、確実にやってくるという指摘があるところであります。

知事もよく言われますけれども、今が、そしてこれからがもっともっと大変な大切な時期だろうと思います。県民の皆さんにおかれても、引き続き緊張感を持って対処していただきたい、と心からお願いするところであります。

そして、今日の質問、五つの項目を挙げさせていただいたところでありませうけれども、コロナ社会であったり、コロナの時代だ、このように言われているところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症が私たちに与えた影響について質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞ当局の皆さんにはよろしくお伺いしたいと思っております。

まず一つ目でありませうけれども、新型コロナウイルス感染症の学校教育に与える影響についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症による学校の休校ということで、子どもたちにとっては節目となる卒業式、入学式、進級など、まさに晴れの舞台、これが通常どおりに行われなかったということから、夢や目標を掲げて、よし頑張ろうと思っていた子どもたち、また関係者にとっては本当につらいスタートになったんだろうと思います。

また、学校が休校になったことで、授業日数、授業時間の不足による学習の遅れを取り戻そうということから、夏休みや冬休みの短縮、そして、運動会、体育祭、校外学習、遠足、また修学旅行など、校内行事の見直し、検討

が行われている。

そして、最終学年以外の生徒においては、2年、3年かけて学習の遅れを取り戻そうではないかということなど、まさに異例とも言われる手だてが今検討されている状況にあるということだと思います。

しかしながら、失われた授業時間は計算上は遅れを解消できるかもしれませんが、そのみを目標に定めては、まさに現場の戸惑い、計り知れない弊害が生じると、私は心配するところであります。

今、必要不可欠なこと、それは子どもたちの動揺であったり、落胆への適切な対応とともに、現場の先生方への特段の配慮と支援、そして、子ども同士の関わり合いや行事など、本来、学校が果たすべき役割をしっかりと果たすこと、絶対やろうとする決意と実行力、これが一番重要ではないかなと考えるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全国はもちろんのことでもありますけれども、地方の大会、イベント等がことごとく中止となっている異例の事態も起こっております。

学校における部活動は学習指導要領において、運動部と文化部の二つに区分され、そして部活動はスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう留意するとあります。

中学3年生、高校3年生の最後の学年の生徒にとっては、これまで本当にそれぞれの大会へ、頑張ろう、出場しよう、夢舞台を目指して努力してきたと思います。このように部活動に打ち込んできた生徒、その姿を支えてきた保護者や、また指導者、皆さんにとっても、機会がことごとく閉ざされることにやりきれない思いであったり、大きな悲しみ、そして失望があるであろうことは容易に推察できるところであります。

また、中止となった大規模大会、これは8月に開催予定でありましたけれども、第42回東海中学校総合体育大会、そして、本年は東海ブロックで開催予定であった全国中学校体育大会、これはいち早く中止になりました。

そして、もう一つは、高校生時代の部活動の集大成、高校日本一を決めようとする全国高等学校総合体育大会、今年は、魅せる躍動・北関東総体2020、これがインターハイ史上初めての中止となって、全国高等学校定時制通信制体育大会も中止、そして第92回選抜高等学校野球大会、いわゆる春の選抜とともに、第102回全国高等学校野球選手権大会、これは夏の甲子園でありますけれども、これも戦後初の中止になったということで、本当に多くのものが中止になっております。このままいけば、11月に予定されております、51回目を迎えるんですけれども、明治神宮野球大会の中止も見込まれるのではないかなと思います。

そこで、質問の一つ目でありますけれども、学校の休校、つまり臨時休業の間に、子どもや生徒たちは、先ほど申し述べたような目標としていた大会がことごとく中止となって、報道されるニュースを目の当たりにしてきたところであります。晴れの夢舞台を目指して努力し、部活動に打ち込んできた生徒たちにとっては大きなショックを受けたことは疑うこともないと思います。

このように、新型コロナウイルス感染症によりまして、臨時休業による学習の遅れ、部活動の休止など子どもたちが大きな影響を受けてきた。このことについて教育長としてどのようにお考えか、また、こうした生徒たちをはじめ、全ての生徒たちへのケアにどのように対応してきたのか、お伺いいたしますとともに、教育現場における戸惑いは計り知れないものがあると、先ほども指摘したところでありますけれども、このことについて、現場の先生方の頑張りということがあって支えてきていただいているんだなという思いはしますけれども、先生方へのケアというか、思いについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。それが一つ目。

そして、6月1日から学校の部活動が再開いたしました。そして、それは段階的な実施ということで、5段階で内容、指針が示されたところでありますけれども、私自身は目標となる、それが指針だなという思いがして、そういうことを示していただくことはまさに関係者等にとってはやる気につなが

るものだと思って、評価させていただいているところであります。

このような中、昨日でありますけれども、県の高等学校総合体育大会と全国高等学校野球選手権三重県大会の代替大会の開催と日程、運営方法等が、県高体連、また県高野連からそれぞれ発表がなされたところであります。全ての競技の実施ということにはなりませんでしたが、高校3年生の最後の活躍ができる場、晴れの舞台を設けることができたこと、本当によかったなと私は思っているところであります。

そして、それぞれの大会は、スポーツ推薦での進学とか進路を希望する生徒にとっては本当に重要な意味を持つ大会ともなるわけであります。進路選択の可能性を広げる観点、そして、三重とこわか国体・三重とこわか大会へもつながる有意義な大会となることを願いますとともに、3年間部活動に打ち込んできた証をしっかりと残してあげていただきたいと思っておりますし、また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していただきながら、暑い夏となることを心から期待するところであります。

そこで、二つ目の質問でありますけれども、これらの大会は、先ほどから言っていますけど、教育の一環の大会ということでありますから、生徒たちの心身の健全な発育ということは当然でありますし、また、安全の確保も最優先すべきでありますけれども、そこで、これらの代替大会の開催まで時間もさほど残されていない状況にありますけれども、教育委員会としてどのような支援を考えているのか、お伺いいたします。

そして三つ目の質問は、今年の秋以降となれば、部活動は1年生、2年生が中心になってきます。学校におけます学習機会の保障が一番だとは思いますが、先ほど来述べておるように、スポーツ、文化を問わず部活動の発表の機会を確保することも学校教育活動の一環として大変重要なことと考えるところであります。そこで、1年生、2年生を対象とした新人大会が順次開催されることとなりますけれども、このことについて現在の状況と今後の対応をどのようにしているか、以上3点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響について、御答弁申し上げます。

まず、感染症対策の影響を受けた子どもたちへの思い、それから、これまでの対応、子どもたちを支えてきた教員への思い等について御答弁申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々変化する状況を踏まえ、子どもたちの安全・安心を第一に考えながら学びをいかに継続するか、その両立に向けて対応してまいりました。

3か月近くに及ぶ臨時休業は、新しい学校での生活を待ち望んでいた新入生や、新たな学年で頑張ろうと思っていた子どもたちの気持ちを考えると大変つらい判断でした。学校で授業を受けられない、友達と会えない、部活動ができないなど、これまで当たり前であった学校生活を送ることができず、いたたまれない気持ちです。

現在は、誰もかつて経験したことがない状況にあります。このような中であるからこそ、子どもたちには、この経験を糧に社会に出ても様々な変化を前向きに捉え、周囲の人と助け合って課題に立ち向かえる姿勢を身につけてほしいと思います。

臨時休業期間中には、生活リズムを整えながら学びを進めることができるよう、学習課題の配付に加え、全ての県立学校でオンライン学習の環境を整え、在宅でのホームルームや授業、個別面談などを実施してきました。

教職員は、オンライン学習や分散登校などに工夫して取り組むとともに、学習や人間関係に不安を抱える子どもたちには個別に丁寧に対応してくれました。また、部活動に取り組む子どもたちのためにオンラインで指導を行った学校もあります。休業が長期に及ぶ中で、校長のリーダーシップの下、教職員が子どもたちのことを第一に考え、頑張っただけで対応してくれたことに感謝しております。

6月1日から、感染症対策を徹底して通常授業を再開しています。限られ

た時間での学びがしっかりと進められるよう年間指導計画を見直し、夏季休業も活用して計画的に授業を実施するとともに、休業期間の学習状況や学習習慣を把握し、通常時よりは理解度に差が生じやすいことを踏まえ、必要な生徒には補充学習を行うなど、きめ細かな指導をしています。また、修学旅行や文化祭などの学校行事はかけがえのない大切なものであることから、実施時期や内容をどうするか、各校で検討しています。

県教育委員会としましては、子どもたちの夢と希望の実現に向け、より安全で安心できる学習環境を整え、子どもたちの学びが充実したものとなるよう精いっぱい支援してまいります。

次に、高校野球や県総体の代替大会についての支援、それから、秋の新人大会への対応についてです。

インターハイや夏の甲子園大会に加え、東海大会や県大会、野球の県予選も中止となる中で、部活動で互いに競い、励まし合い、夢や目標を持って熱心に努力を積み重ねてきた生徒の思いに応えるため、特に3年生にとってはこれまでの成果を発表する場として、代替大会を開催することといたしました。

県高等学校総合体育大会の代替大会については、3種目が検討中ですが、本年度に3年生が参加予定の大会がある競技などを除く27種目について、7月から10月にかけて県高等学校体育大会として順次実施いたします。高校野球については、7月11日から8月2日までの土曜、日曜、祝日にトーナメント戦で試合を行います。

県教育委員会では、安全に大会が実施できるよう県高等学校体育連盟と連携し、日本スポーツ協会のガイドラインを参考に各種目に共通する感染症対策に必要な事項を作成するとともに、各種目別には中央競技団体のガイドラインを踏まえ、試合方法を定めていきます。また、各種目を円滑に実施できるよう、スポーツ庁の部活動全国大会の代替地方大会への開催支援などを活用して、大会開催に係る必要な経費を支援いたします。

新人大会につきましては、3年生の引退以降、1、2年生が新チームとし

て初めて実戦に臨む重要な大会です。現時点において、新人大会の開催スケジュールの変更はありませんが、県高等学校体育連盟と連携し、日常の練習段階から感染予防対策に取り組み、新人大会の安全な開催を目指します。

また、今年度の部活動の開始が6月になったことから、指導力を向上させ、より効率的、効果的な練習ができるよう、9月から10月に部活動指導者を対象とした研修を実施いたします。新人大会を一つのステップとして、多くの生徒が来年度の各大会で活躍することを期待しております。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） ありがとうございます。

生徒または先生方、現場のケア、まだまだこれから続く部分があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、大会等への県の支援ということで、表彰はいろいろな形の中で行われるんだらう、財政的なことでも、例えば高体連とかいろいろな形の部分で、また行政、スポーツ庁等からも補助があるんだと思ひますけれども、財政的なところはそれでいいのかなと思ひますし、表彰についてもどうやって表彰されるかまではちょっと調べてないんですけども、例えば優勝を知事杯とか、準優勝を教育長杯とか、いろいろなことを言うとなんか嫌われるかも分かりませんが、一回そういうことも考えていただけたらなと思ひます。

そして、どこで使おうかなと思ひていたんですけども、お話がありました、これ、日本スポーツ協会のガイドラインです。（パネルを示す）スポーツイベント、これから質問に入る前にちょうどいいなと思ひて出しましたけれども、これが概要ということで、再開に当たっての基準、また、予防の留意点等がここに書かれております。

そして、主催者側の関係でこれが1枚目。（パネルを示す）そして、これが主催者側の2枚目。（パネルを示す）そして、これが参加者向けのガイドラインということです。

これは、実はたくさん書いてあるんです。大きく44項目、そして、その下にある項目が51項目、全てで95項目をチェックする欄があるんです。これだ

けを見ていたら、いろいろなイベントなんて絶対できないなと思うんですけども、そこがまた憎たらしいところで、一番初めに書いてあるんです。

(パネルを示す) これは留意点である、そして都道府県の方針に従うことが大前提だ、しかしながら、これだけこれほどたくさんの項目についてしっかりとチェックをしていかないと、安全、健康、しっかりとしたものが守れないということがここにあるということを感じていただきたいなという思いで、これを出させていただきました。

そして、その流れで二つ目の質問ですけれども、スポーツイベントの開催についてでございます。

学校教育関係の各種大会をはじめとして、これからの季節、まさにスポーツイベントがめじろ押しとなるわけであります。例えば、例年9月にスポーツフォーラムが開催されますけれども、このイベントは、県内スポーツの推進に御尽力いただいた功労者の方々の表彰、そして、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けての周知、PRの場として、あわせて、本県のスポーツの発展の場として大変有効で有意義なイベントと私は認識しております。

また、来年の2月になりますと、14回目になりますけれども、美し国三重市町対抗駅伝があります。年々充実した大会になってきて発展してきている、そして県の目玉の大会として成長も続けてきたと私は思っているんですけども、実行委員会が例年は6月に開催していると思います。しかしながら、菟野町でもそうなのでちょっと早いんですけども、市町においてはそろそろ選手の選考に向けての準備とか、取組が始まろうという時期でもあるんだろうと思います。

ほかにもいろいろなイベントがありますけれども、今、例示させていただいたイベントの開催の可能性などを早く示すこと、これは県民の皆さんはもちろんのことでありますけれども、関係機関、市町、そして、イベントの協賛企業等の方々にとっても大変重要なことではないかなと思いますし、これらのスポーツのイベント、新型コロナウイルス感染症の影響で県民の皆さんが暗くなっている、そんなムードを払拭していただく、そんなイベントにも

つながるのではないかなと思いますけれども、このことについてのお考え、対応をお伺いしたいと思います。お願いします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 三重のスポーツフォーラム、美し国三重市町対抗駅伝とスポーツイベントに関する対応の在り方についての御質問に答弁申し上げます。

いつもであれば、毎年、県内各地で様々なスポーツイベントが開催されます。今年は軒並み中止、延期となりまして、大変残念な思いであります。これらスポーツイベントは、本来地域スポーツの振興はもとより、住民の皆さんの健康増進や一体感の醸成など、地域の活性化に大きな役割を果たしています。

県においても、みえのスポーツフォーラムを毎年9月、10月のスポーツ推進月間におけるキックオフイベントとして位置づけ、平成25年度から開催しています。

フォーラムでは、著名なアスリートによる講演や小学生を対象としたスポーツ体験教室など、より多くの皆さんがスポーツに親しんでいただけるよう取り組んでいます。また、美し国三重市町対抗駅伝についても、スポーツに親しむ機会の提供を行うとともに、市町相互の交流促進による地域の活性化などを目的として開催しています。

この駅伝は、出場選手の中から後のオリンピック代表選手を輩出するなど、ジュニア世代の発掘、育成の場としての役割も果たしてまいりました。コースの沿道では、毎年10万人を超える皆さんから応援をいただくなど、オール三重で盛り上がるイベントとして定着しています。

これら両イベントは、県民の皆さんが様々な形でスポーツに参画するための機運醸成を図るものであるとともに、前回同様、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催前記念として位置づけることで、両大会のPR効果や期待感を高め、成功につなげるものとして大変有意義なものであると考えています。このため、イベントへの参加を心待ちにされている方々にお応えでき

ますよう、現在、いずれも開催の方向で準備を進めているところです。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、国や県の方針などに沿った適切な感染防止対策を講じるとともに、開催に向けて引き続き運営準備を進め、詳細についてもできる限り早期にお示ししてまいりたいと考えています。

様々なスポーツイベントは、住民の皆さんがスポーツのすばらしさを実感し、地域に活力をもたらしてくれる貴重な機会ともなります。県としましては、これからも県内各地で多様なスポーツイベントが開催され、長期にわたり外出自粛を余儀なくされた皆さんに、より多くの御参加をいただくことで再び元気を取り戻していただけるよう、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

本当にそんな意味が持てるように、県民の皆さんにも、PRも含めてやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に大きく三つ目、三重とこわか国体・三重とこわか大会についてであります。

一つ目は、両大会の開催についてまず知事にお伺いさせていただきたいと思えます。

新聞報道等で、どんな流れになって今日を迎えるかも心配しておった状況ですが、思いを語っていただけたらなと思えます。

今年の10月でございますけれども、鹿児島県で第75回の国民体育大会が、また、第20回の節目となる全国障害者スポーツ大会が開催されようとしているところでございますけれども、三反園知事が、新型コロナウイルス感染症の影響によって開催が困難な情勢にあることから、1年程度の延期案を関係機関に要望しているということであって、その理由としては、長年の努力が実を結びつつある中での不測の事態であり、御理解と御協力をいただきたいと発言されたということです。

これから先の国体の開催計画という、来年2021年は我が三重県ですし、22年は栃木県、23年は佐賀県、24年は滋賀県と続いていって、29年は島根県、そして2033年は鳥取県と、大体このように決まっているところであります。

また、日本スポーツ協会、またスポーツ庁などからも代替案の検討に入るかというようにいろいろなお声もあるという中で、私どもの明くる年、2022年の開催予定であります、開催することは決定されている栃木県の福田富一知事におかれては、仮に1年間延期となれば、地元での活躍を目指してきた選手と準備してきた市町村に大きな影響が生じるんだという懸念を示し、2021年開催の三重県などと連携し、予定どおりの大会の開催に向け引き続き取り組んでいく、と強い決意を述べられたところであります。

知事におかれては、刻一刻といろいろなことが変わって行って、いろいろなところからアプローチがあるんだろうと推察しますけれども、国体の開催の延期とか可否ということについては、先催県をはじめ多くの都道府県、ちょっと遠いところにあつてほとんど関心が薄いのではないかなと思ったりもするわけですが、しかしながら、国体は毎年都道府県を持ち回りで開催して、そこには天皇杯と皇后杯が授与される、まさに国内最大の国民のスポーツの祭典だと言われているところであります。

このことを直近の開催が予定される関係県だけで決定していいのかな、しかし、思いはしっかりあるというのは分かるんですけども、特にこんなコロナ社会、コロナ時代が襲来した今だからこそ、国を挙げて国体の在り方など根本的な議論をすることが必要だと思います。

私自身は予定どおりやっていたきたいという思いでありますけれども、一つ目の質問は、知事にその思いを語っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重とこわか国体・三重とこわか大会の2021年開催に向けた私の思いということで、答弁させていただきたいと思います。

今年の秋に開催が予定されている鹿児島国体・大会につきましては、新型

コロナウイルス感染症の影響により開催可否の検討が現在行われており、6月中に結論を出されると聞いています。

このように、鹿児島国体・大会の開催が危ぶまれる事態となったことについては、これまで大会を目指して練習に励んできた鹿児島県の選手や、長年にわたって準備を進めてきた地元の皆さんの気持ちを考えると、同様に開催が迫った地域の人間として我が事のように心が痛む思いです。

一方で、本県においても、国体での天皇杯、皇后杯獲得のため、2021年の地元開催に照準を絞り、県外からの選手も含め多くの選手が自らの競技人生をかけて強化に取り組んでいただいています。また、これまで長年の間、市町、競技団体、企業、ボランティアなど、多くの関係者に御負担や御協力をいただきながら、開催準備に取り組んでまいりました。

鹿児島国体・大会の開催可否の検討の中では、先ほど館議員からも御紹介ありましたが、1年延期の代替案が要望されたとの報道もあり、一部の県民の方からは三重とわか国体・大会はどうなるのかとの不安の声もいただいております。

本県としましては、2021年の開催に向けて一生懸命取り組んでいただいている選手や関係者の皆さんの努力に応えられるよう、予定どおりの会期での開催に向けて引き続き準備を進めてまいります。

他方、現在の事態は、鹿児島県が悪いわけでも誰が悪いわけでもありません。そのため、不要な対立構造とすることなく、日本全体で影響を少なくすることが重要であること、また、県民の方から寄せられた不安の声に応えられるためにも、栃木県、佐賀県、滋賀県と連携して、文部科学省及び日本スポーツ協会等に緊急の要望活動を行うこととしています。

現在、我が国では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々なスポーツイベントが中止、延期されるなど、スポーツを楽しむことができない状況が続いています。こうした状況にあるからこそ、私はもちろん感染防止対策は徹底した上でありますけれども、できる限り早い時期に再びスポーツを見ることで、大きな感動と生きる勇気、明るい希望を県民の皆さんに持つ

ていただきたいと願っています。

また、競技人生をかけて取り組んでいるアスリートたちの気持ちにしっかり応えていくことも極めて重要です。今申し上げたことなどを果たすために、最も端的かつシンボリックな形が三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯の獲得にあると考えています。このような考えから、引き続き、三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得を目標に据えて、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） ありがとうございます。

思い、そのまま一緒にございます。鹿児島県もそうですし、うちもそうですし、来年の栃木県もそうです。その思い、準備等、いろいろな形の中で負担の部分が出てきますけれども、大体6月末がめどなんだろうと思い、県民の皆さんもそのように思ってみえると思います。それを受けていただいて、取組を進めていただいて、天皇杯、皇后杯、共にオール三重で目指していきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この項の二つ目が開催準備についてでありますけれども、まずは、競技別リハーサル大会の扱いについてお伺ひしたいと思います。

競技別のリハーサル大会というのは、今年の4月から国体の開催までの間に、と、こうやってしゃべっているのも、今の答弁をいただけたからでございますので、そんな思いで質問します。国体を行うまでの事業とされているところであります。リハーサル大会の開催の可否というのは、開催市町及び関係競技団体、そして両者が中央競技団体とも相談しながら決定していくと聞いているところでありますし、その目的は競技会の運営能力の向上を図り、国体の円滑な開催に資することだと認識しているところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、既に6月8日現在で申し上げますと、42の大会が予定されていたのですが、そのうちの23の大会が軒並み中止、一つの大会が開催の見合せとなっていて、一つの大会も開催されていない状況にあるところでございます。

このようなことから、競技会の運営の習熟の確保について、会場市町や競技団体の運営など、開催に向けた準備活動であったり、また、審判員などの競技役員や競技補助員の養成などが、今後、必須、不可欠で重要な課題になってくるんだろうと思います。

また、今後、9月から12月にかけても数多くのリハーサル大会が競技別で行われる計画となっているところでもありますけれども、そこで一つ質問いたします。新型コロナウイルス感染症の影響などで、現下のような特別な状況下において開催できていないリハーサル大会が続く中、本大会の円滑な開催に向け、県として開催中止となった開催地市町や関係競技団体のフォローをどのように行うのかお伺いします。

そして二つ目、今後のリハーサル大会の着実な開催に向けて、開催市町の実行委員会等に一任してしまったり、丸投げするようなこと、そんな状態を招くことがあっては絶対ならないと思っておりますので、こんな大変な時期でありますけれども、県として、また県の実行委員会としてしっかりとリードしていただきながら、支援していただきたいと思っておりますけれども、この点についてお伺いします。

そして、二つ目の質問が広報活動についてであります。

毎回、質問に立たせていただいて、このことの周知を図っていただきたいということを申し上げておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって、県民の皆さんへの両大会の開催に向けての広報は、一時ストップしなければならないこともあったんだろうなどは推察するところでありますけれども、だからこそ、今後の取組が大変重要なことだと思います。

これまでの延長的な取組ではなくて、これまでの課題の改善を図りながら、効果的な広報活動を具体的にどのように加速して進めるのか、現時点での取組の方向性をお伺いしたいと思います。よろしくお祈りします。

[辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇]

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 質問、2点
ございました。まず1点目、リハーサル大会が中止となったことに伴う影響

への対応についてであります。

競技別リハーサル大会は、国体競技を運営する会場地市町と関係競技団体が主体となって、競技会運営方法の習熟を目的として実施するものです。

県では、円滑な大会運営に向けて、市町からの開催経費のヒアリングなどを通じまして相談対応や助言を行ってまいりました。今年度には、競技別リハーサル大会運営補助金を創設し、大会開催における財政的な支援も実施しているところです。

しかしながら、競技別リハーサル大会は、先ほど議員からの御紹介もいただいたとおり、42大会の開催予定であったものが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、現在23大会が中止、1大会が開催見合せとなっております。

中止となりました会場地市町や競技団体からは、習熟の機会が失われたことにより本大会運営に向けた不安の声とともに、別の大会を、改めてリハーサル大会として開催したいという声を多くいただいております。

こうしたことから、県実行委員会では、市町の不安を払拭し中止による影響を最小限に抑えるため、改めてリハーサル大会を開催したいとの意向を持つ会場地市町に対しては、希望する大会をリハーサル大会として位置づけた上で、補助金の交付対象として引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、審判員等を担う競技役員や競技補助員につきましても、今後、中央競技団体が実施する大会や講習会への派遣を支援することで、リハーサル大会の中止によって失われた習熟の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、リハーサル大会中止に伴う影響や対応策につきましては、今も、また今後も、市町から聞き取りを続けることとしておりまして、こうした聞き取りの中で対応が求められる様々な課題につきまして市町としっかり協議を行い解決策を考えていくなど、一緒になって取組を進めてまいりたいと考えております。

また、こうした対応は、現在、計画どおりリハーサル大会を開催する予定の市町も含めまして、つまり、リハーサル大会を行う全市町を対象に含めていくことと考えておりまして、本大会の円滑な開催に向け、引き続き積極的な支援に努めてまいりたいと思います。

それから、広報活動をどうするのかという質問でございます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けましては、両大会を県民力を結集した大会とする必要があります。このためには、県民の皆さんに様々な御理解、御協力をいただく必要があります。このため、広報の取組は、こうした理解を得るためになくはならない重要なものと考えています。

これまで、まずは両大会の開催を知っていただくことからスタートし、次に身近なところで開催する競技等に関心を持っていただき、さらに自発的な協力や参加をいただけるよう取組を進めてまいりましたが、その結果、約2700名の方に実施した調査結果では、両大会の開催を75%の方が知っているとの回答をいただいております。一方で、住んでいる市町での実施競技を知っている方が37%にとどまっていることから、さらなる取組の推進が必要だとも考えております。

このような広報の取組における成果と課題を踏まえまして、本年度は、翌年の開催に向け身近な市町の競技会を観戦していただいたり、ボランティアには目標どおり多くの方に御応募いただくため、500日前イベント、企業や他部局と連携したPR活動、ダンスキャラバンなどを実施する予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの取組が実施できていない状況にあります。

今後は、夏頃から一定の制約が解除され、イベント活動などを開始できる見込みとなることから、適切な感染防止対策を行った上で、競技への関心を高めるための、見て楽しい要素を取り入れたイベントの実施などを検討してまいりたいと考えております。なお、検討に当たりましては、簡素、効率を旨とし、実効性の高いものとなるよう心がけてまいります。

また、駅やバスなどを活用した大規模に周知できる広報などを行うほか、

新しい生活様式を踏まえた広報の一手法として、ユーチューブやツイッター等のSNSがかなり普及しておりますので、これらを一層活用して情報発信を展開してまいります。さらに運営ボランティアについては、両大会の運営のため多くの方々に協力していただくことが必要なことから、メディア等も活用してキャンペーンを実施することにより、必要な人員の確保に努めてまいります。

これらの取組を厳しい状況の中でも進めていくことによって、両大会が多くの方の観戦やボランティアとしての参加で盛り上がるようにしていきたいと思っています。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

まず両大会、今も言われましたけれども、競技等を含めてオール三重で取り組むこと、このことについてなんです、大会運営にかかります競技役員や競技補助員をはじめ、ボランティアなど、本当に多くの人員を確保するというか、必要となってくるところであります。

こうした人員を確実に確保していくには、前回の三重県での国体、また先催県などにおいても、県や市町の行政職員の方、また教員の方、そして高校生や中学生を中心とした生徒の皆さん、それとともに、地域で活動、活躍されている多くの方々に深い御理解と御協力をいただいてそれができてきたと聞くところであります。

今言われたように、そういうふうな部分で分けていただいて、と申しますのは、特に教育委員会においても、学校の先生方や生徒の皆さんが積極的にそのことに協力、オール三重であるということで協力をいただけるような、そんな体制を構築もしていただくように最善の努力をお願いしたい、また、広報等でもこのことを示していただきながら、協力を得るようにもっともって進めなければできていけないのではないかなと思います。

広報の手段、先ほども申し上げたけれども、課題等の改善を図りながらやっていかねば駄目だということなんです、SNSは新型コロナウイルス

感染症の影響があったってできるわけですから、安全が確認できる、多くのものができると思うんです。

そこで、LINEのスタンプ、とこまるちゃんが出てくるいろんな競技の種目もあるわけですし、いろいろなものがあるから、それも、もう今遅いんか分からんけれども、やったほうがいいと思いますし、今、知事がマスクを外されましたけれども、（現物を示す）私もバッジを倉本議員から、一つ借りてきて作ったんですけど、知事と一緒に、こういうふうな形になるとここへ来る、そして、チームみえ、いろいろなことがあると思うんですが、これは、言わば、いただいている、これにしたんですけれども、シールにするとかです、いろいろな形の中でまだまだこれから新型コロナウイルス感染症の関係でマスクも必要になってくる、外へ出るととこまるちゃんのマスクばかりやったぞ、そんなことはないと思いますけど、そんな形の中でいろいろ知恵を出し合っていていただいて新型コロナウイルス感染症対策を打っていただきたいなと思います。

次に三つ目でありますけれども、競技力の向上と選手強化の観点で、選手の育成の取組についてお伺いしたいと思います。

これまで県内の多くの企業、事業所などの深い御理解と御協力をいただきながら、150名を超える選手の採用、雇用をいただいているところであります。これらの選手については、国際大会で活躍できるレベルの選手から国際大会を目指す選手、また、次のパリでのオリンピック、それに夢をつないでいる選手などレベルは様々でありますけれども、両大会での活躍ということについては大きな期待ができる選手ばかりであります。

そこで一つ目の質問でありますけれども、成年選手は企業等でお世話になっているところでありますけれども、現下の新型コロナウイルス感染症の影響で、企業の業績が悪化されているのではないかなということも心配するわけであります。今後も計画どおりに順調に雇用を継続いただけるのか、採用もいただけるのか、そして、県としても取組を進めることができるのか、その現況、見通しについてもお伺いいたしたいと思います。

時間の都合で一つ抜かせていただきますけれども、国体、これは先ほど申しましたけれども、日本最大の国民スポーツの祭典と言われている。それには、秋季大会、冬季大会があるわけですが、来年、我が三重県で国体をやるときの冬季大会は、第76回冬季大会ということで、来年の1月から2月にかけて、愛知県、岐阜県、秋田県において、スキー、スケートの競技が開催されるとなっているところだと思います。

冬季大会の開催についてでありますけれども、緊急事態宣言が発令されるような事態とならなければ予定どおりできるんだろうと思いますが、国体の成績は、冬季の大会、秋季の大会、両方の得点が合算されて、その成績で天皇杯、皇后杯が決まることになるわけであります。

新型コロナウイルス感染症の影響もある中、冬季大会の開催に向けての見通しであったり、選手強化、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、どうなのかお伺いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） これも2点、御質問いただきました。まず1点目、企業業績が悪化する中、トップアスリートの就職確保についての御質問であります。

本県では平成25年度に競技力対策本部を設置しまして、様々な競技力向上対策事業に取り組んでおりますが、この中で特に成年種別の中では、勝ち抜ける選手が不足しているということもございまして、平成27年度から県内企業の協力をいただいて、トップアスリートの就職支援事業に取り組んでまいりました。

現在、5年間で約151名のアスリートが採用されています。開催前年となる本年度につきましては、目標を約50名とおきまして取り組んでいるところですが、議員の御紹介にもありましたように、企業の業績もありまして、思うように取組ができていないという状況になっております。

こうしたことから、これまでは間接的な形で選手に接触するとか、あるいは、これまで協力をいただいている企業のつてをたどりながら、さらなる雇

用先の確保に努めるといったような取組を地道に進めてまいりました。

今後につきましては、5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されたことで、段階的に移動自粛も緩和されることとなりますので、これまでアプローチしてきた選手には直接訪問できることとなりますので、まずスカウト活動を加速していきたいということ、それから、企業の皆さんにも、新型コロナウイルス感染症によっていろいろ御事情もあるかと思いますが、企業に訪問できた際には、トップアスリートが企業にとって有為な人材になり得ることを丁寧に説明しまして、引き続きマッチングを進めてまいりたいと考えております。

それから2点目、冬の大会の扱いはどうなるのかということについてですけれども、既に鹿児島国体の冬季大会に当たります国体は、今年の1月、2月に済んでおりまして、有効に競技が済まされているということになっています。その後、今、鹿児島国体が開催についていろいろ御議論されているということでありまして、そうすると、一旦済んだ冬季国体、鹿児島国体はどうなるのかという扱いが焦点になるわけですが、そこについては、まだ日本スポーツ協会から具体的な指示はなされておられません。

そういった中で、鹿児島国体の扱いと同様、冬季の国体と併せて、日本スポーツ協会と引き続き協議してまいりたいと思っております。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） ありがとうございます。よく分かりました。どうぞよろしく。そして、企業の方にも御協力をいただく努力もしていただきたいと思っております。

大きく四つ目の質問をさせていただきます。

指定管理者の利用料収入減少への対応についてということで、時間がないので飛ばしますけれども、県には、文化であったり、スポーツであったり、学校の宿泊活動であったり、県民の皆さんの健康増進のための施設、例えば総合文化センターであったり、三重交通グループスポーツの杜の鈴鹿、伊勢であったり、鈴鹿青少年センターであったり、北勢中央公園など、公の施設

があります。

施設については、指定管理者制度、民間の力を借りて県民へのサービスをしよう、そして経費の削減につなげていこうと、県の場合でしたら県の施設を指定管理者の管理として、県の代わりに管理していただく。公の施設、指定管理としている34の施設があります。

この施設についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、県の要請によって臨時休館等がされており、それに伴って、必然的に指定管理者が管理する施設への利用者が減少してしまう。利用者が減少すると利用収入が減少することから、施設の管理運営が大変厳しい状況にあると私も確認させていただきました。このことについて、県として適切な対応をすべきと考えますが、いかにお考えかお伺いいたします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、臨時休館等に伴いまして、指定管理者が管理する公の施設の利用料金収入が減少した場合、県としてどのように対応していくかについてお答えさせていただきます。

今回、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けまして、指定管理者が管理する公の施設におきましては、まず感染防止対策として施設利用の休止など様々な対応をしていただきましたことには感謝を申し上げたいと思います。そして、その結果、施設の運営に影響を及ぼしていることについても承知いたしております。

今回のような不測の事態における、指定管理者と県との費用負担につきましては、各指定管理の施設の協定におきましてリスク分担というものが定められておりまして、指定管理者の責めに帰すべき理由以外のものにつきましては、施設等が利用不能となった場合の収入の減少につきましては県が負担するということになっております。

このため、指定管理者との協定に定められましたこの考え方に基きまして、今後の補正予算におきまして適切に対応していきたいと考えております。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） ありがとうございます。よく分かりましたけれども、もう一つ、利用収入の減とともに、新型コロナウイルス感染症に伴う対策費も増えているので、このことも考えていただきたい。

そしてもう一つ、年度をまたいでいるんです。過年度と現年度に分かれていますので、そのことについても追給していただきながら、管理をいただいている現場の声も強く聞きながら協議していただき、しっかりとした道筋、また補正予算で対応すると聞きましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後になりました、五つ目であります。

観光事業者等への再開に向けた支援ということで、質問させていただきます。

これも新型コロナウイルス感染症の影響を受けてでありますけれども、今回のいろいろな要請等がありました、殊に人の移動制限であったり、移動の自粛ということで、いろいろな業種がありますけれども、一番身近なところが観光業、サービス業が本当に大変な厳しい状況にあると思ひます。

私の地元、湯の山温泉の事例で大変恐縮でありますけれども、麓に湯の山温泉がある御在所岳は日本二百名山に選出されています。また覚えておひください。その麓にある湯の山温泉、関西の奥座敷と言われておりますけれども、近年、殊に立地条件がよくなってきた。それは、昨年、待ちに待った新名神高速道路の開通、東海環状自動車道の延伸、そして、昨年末には新名神高速道路の亀山西ジャンクションが開通して、伊勢方面とも直結すること、やはりつながることは道の命だなどという大きな効果があつて、道路網の効果が見えたんだと思ひます。

そしてもう一つは、地元菰野町でも、昔から夢のかけ橋と言ひて待望久しかった湯の山かもしか大橋が県の英断によつて架橋されたこと、そして、そのときにはちょうど湯の山温泉の開湯1300年の記念事業が盛大に展開されたこと、そして、御在所ロープウエーに新しいスケルトンのゴンドラ、ルミエールが導入されたり、山頂のレストランもリニューアルオープンしたり、

モンベルも開店してくれた。そして、三重交通のバス路線ができた、いろんな形があるから利便性を向上しようということで、路線の変更をしていただきながらいろいろ協力していただいた。

こんなことがあって、中部圏や関西圏からの宿泊客の増加の起爆剤になるんだなという思いを持って、関係事業者はもちろんのこと、地元菰野町も期待に胸を膨らませながら、一層の観光振興と地域の活性化に向けて取組を行おうと思っていたその矢先というか、さあこれからやという時期に新型コロナウイルス感染症の影響をもろに受けて大打撃となっているところでありませう。

湯の山温泉もそうですけれども、県内で宿泊業を営む事業者の皆さんは本当に厳しい中であっても、県の要請に従って真摯に感染拡大防止に努めてきていただいていると思っています。

三重県には美しい自然、人々の営みに深く根差した固有の文化、歴史、そして伝統があります。豊かな山海の幸など世界に誇る観光資源に恵まれまして、日本人の心のふるさとと言われる伊勢神宮をトップにして、本当に多くの魅力ある観光スポットがあるところでございます。

そこで、現下の本当に厳しい状況の中、観光事業者の皆さんが今の危機をしっかりと乗り越えて、心から安心しておもてなしの心でお客さんを受け入れることができるよう、県としてしっかりとした支援をしていただきたい、施策を打っていただきたいと思っておりますけれども、このことについてお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 宿泊業をはじめとする観光事業者に対する支援について、お答え申し上げます。

国内有数の観光地である本県においては、ゴールデンウィーク期間中にも県外等から多くの宿泊予約があったにもかかわらず、湯の山温泉をはじめとした県内宿泊事業者、観光事業者の皆様におかれましては宿泊予約延期を依頼していただくなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただ

き、改めて深く感謝申し上げます。

宿泊予約延期をお願いするに当たって、本年4月に県独自の支援策として創設した宿泊予約延期協力金には672件の申請をいただき、本日6月10日までに526件分の支払いを行いました。残る申請につきましても、早急に審査、支払い事務を進めてまいります。

県内の宿泊事業者からは、今後、新型コロナウイルス感染症対策をしっかり行うことはもちろん、その対策の見える化を図る必要があります、そうした取組が宿泊施設を選ぶ基準になるとの声もいただいております。宿泊事業者と連携し、感染症対策を徹底するとともに、安心・安全な観光の見える化の普及に努め、対外的に本県の強みとして発信してまいります。

さらに、ニューノーマル、新しい生活様式に対応した新たな成長に向けて、宿泊事業者を含む県内観光事業者に対し、コロナ後の旅行ニーズやマーケティング手法に関する知識、スキルを身につけ、おもてなしの心の向上につながるよう、オンライン研修を実施します。あわせて、県内の宿泊施設や体験施設の利用を促進する割引クーポンの発行等を通じ、より県内に観光客に来ていただき、県内観光産業の早期回復につなげてまいります。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） ありがとうございます。

内容はいろいろなことがあって、先ほどの石垣議員への答弁にも、知事からも答弁書を持たずの答えが出てきたことは、平生からの思いがそこに詰まっているんだなという思いをしながら私は見ていましたけれども、今、局長が答弁いただいたようなこと、本当に一つになってお願いしたいなということ、先ほど申し上げましたように、本当に業者の方、大変な苦労があることは目に分かるけれども、今、自分たちがしなければならぬことは何だという思いで取組をしていただいていると僕も確信するし、そう信頼させていただきたいと思います。

一番初めに申し上げましたけれども、感染者が46日間三重県で確認されていないということは、これは三重県だからできたんだ、それが三重県の力な

んだと思います。そんな思いを持って、健康はもちろんのことでありませけれども、三重県経済の再生、活性化、そして繁栄につながることで、事業者の皆さん方がつながれば、当然、県民の皆さんの暮らしも充実していく、それにつながるのだと思います。そんな思いを持って頑張っていたきたい、心からお願いを申し上げて、私の質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

山内道明議員の質問に対する関連質問の通告がありましたので、これを許します。

22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） お疲れさまです。始めます。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

山内議員の多様な性的指向・性自認に関する条例制定についてということで、関連質問させていただきたいと思います。特に、同性パートナー制度の現状と知事の認識についてということで伺っていききたいと思います。

先日、知事がこういう条例制定をようやく表明していただいたということ、本当に大いに期待しているところですし、カミングアウトの強制の禁止や、あるいはアウトィングの禁止ということを明確に条例に位置づけて差別を禁止していくということは、本当に期待しているところです。

そして、さらにもう一歩進んで、カミングアウトしたとしても差別されないようなそんな社会をどうやってつくっていくかという、そういう議論をしていきたいと思います。

パートナー制度なんですけれども、2015年に東京都渋谷区で同性パートナーシップ証明制度を実現しました。渋谷区では性的少数者の人権を尊重する社会の形成を推進していくことを目指し、法律上の婚姻関係ではないものの、男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備えた、戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係をパートナーシップと定義し、一定の条件を

満たした場合にパートナーの関係であることの証明書の発行を行っているというものです。

それ以降、東京都世田谷区や伊賀市、それから兵庫県宝塚市など、この制度が広がっているところですが、まず県として、同性パートナー制度の全国的な現状、これをどのように把握しているかということ伺いたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） パートナーシップ制度の現状についてお答えいたします。

パートナーシップ制度は、自治体が同性カップルなどの当事者2人がパートナーであることを示す証書を発行する制度であり、その根拠を条例で定める場合や要綱で定める場合があります。

何らかの制度を持つ自治体の数につきましては、特定非営利活動法人、虹色ダイバーシティが実施いたしました本年4月20日時点の調査結果によりますと、都道府県では茨城県と大阪府の2団体、市区町村では45団体が導入し、全国で946組のカップルが利用されています。

県内におきましては、伊賀市で導入されているほか、現在、条例案が議会にて審議中であるいなべ市におきましても、導入が検討されていると把握しているところでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

全国的に広がって、946組の方がそういう証明を受けているということだったんですけれども、そこで知事に伺いたいんですけれども、知事は、同性パートナー制度の広がりや、あるいはメリットについて、どういうふうに認識しているかということをお伺いしたいと思います。あわせて、条例制定に当たって同性パートナー制度をぜひ位置づけるべきだと思います。今後の検討に当たっての、知事の考えもお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 同性パートナーシップ制度についての考え方、広がりとかメリットも含めて答弁させていただきます。

パートナーシップ制度は、当事者にとって自治体が発行する証書を持つことで、例えば三つ、一つは、公にパートナーとの関係は認められたという心理的な肯定感が生まれるとともに、二つ目、地域社会における同性パートナーに対する理解につながっていくという意義があると考えています。先ほどまさに稲森議員がおっしゃったように、カミングアウトしても安心して暮らしていける、そういうようなことにつながると思います。そして三つ目でありましてけれども、私自身として特に期待するところは、証書の取扱い自体は民間サービス提供者の各判断に委ねられるものの、民間のサービス面で家族同様の取扱い、例えば不動産、例えば生命保険、例えば、先般もKDDIだったと思うんですけども、KDDIの福利厚生制度に同性パートナーもオーケーというような形のこととか、こういう民間サービスへの広がりというようなことについて期待されると考えております。

一方で、県が制度を導入する場合には、基礎自治体と違って、証書発行後の転入、転出の状況とか、あるいは関係の変化が確認できないというような指摘などもありますし、茨城県でパートナーシップ制度を議論する際も、県議会でもいろんな議論があったと聞いておりますので、いずれにしましても、条例制定に当たって県におけるパートナーシップ制度の導入の可否、また、それを条例自体に規定すべきか否か、そういうことについて、当事者の方々、あるいは周りの方々が安心して暮らせる環境づくりに向けた取組として広く議論をしていく中で、当事者の声をしっかりと聞きし、有識者、市町、また議会での御意見もいただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

これから前向きな検討をぜひお願いしたいと思うんですけども、いろいろどういうメリットがあるのかなということを少し整理していたんですけど、

今おっしゃられたような公営住宅の入居とかの行政サービス、あるいは民間の生命保険や携帯電話、家族割といったサービスや、企業の福利厚生を受けられるということなどあるんですけれども、それだけではなく、伊賀市に実際、この制度があるからということで大阪から移り住んで来られた方がいて、よくお話も伺うんですけれども、これをきっかけに、証明書を受け取るとをきっかけに自分たちの存在をオープンにして、学校や地域で講演活動を行ったりとか、空き家に移り住んでそこで新規就農を始めたり、そういう新しい挑戦をしている方々なんですけれども、直接お話を伺いますと、自治体や公的に存在が認められたということがうれしかったと、市民権を得たという感覚があるというそんなお話も聞いてきました。

特に、広域自治体で取り組む意義というのはどういうところにあるのかなということなんですけれども、幅広い人口や地域をカバーできるということだと思います。そして、いくら個人情報や守秘義務が守られているとはいえ、身近な、例えば町役場だったら同級生が働いているかもしれないとか、そういうある程度市民生活の距離のある広域自治体だからこそ、申請していくというハードルが低くなるのではないかなと思っています。

制度があろうがなかろうが、多様な性的指向や性自認を持った人たちが存在して、そこから自らの幸せを追求するためにパートナー関係が存在して、そのことが社会の中に存在して実質の伴う形になっていると。法律がどうであろうが、どこかの裁判官が何を言おうが、こういう実態があるんだということをご受け止めていただいて、今後の条例づくりをしっかりやっていただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（服部富男） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（服部富男） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 31 分休憩

午後 3 時32分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第2、議案第103号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、6月9日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第103号令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）につきましては、去る6月8日該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議案第103号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明11日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明11日は休会とすることに決定いたしました。

6月12日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時34分散会